

京都 土地家屋調査士

第140号 平成19年1月





土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

目 次

1. 新 年 挨 拶	
「夢膨らむ新年」	土地家屋調査士会 会長 安 井 和 男…………… 2
『オンライン申請』お使いやすい！	京都地方法務局長 狛 信 雄…………… 4
……………京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 渡 邊 正 平…………… 6	
……………京都土地家屋調査士政治連盟会長 田 中 牟…………… 7	
……………顧問 弁護士 谷 口 忠 武…………… 9	
……………顧問 公認会計士 毛 利 隆 志…………… 10	
2. 臨時総会	…………… 11
3. 新年祝賀会	…………… 12
4. 第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto	…………… 13
5. 近畿ブロックソフトボール大会	広報部 粟 井 紀 光…………… 22
6. 日調連親睦ゴルフ大会に参加して	…………… 池 谷 一 郎…………… 24
7. 旅 行 記	…………… 山 本 雅 史…………… 25
8. 支 部 だ よ り	
14条作業で思うこと	……………みやこ北支部 支部長 阪 本 樹 芳…………… 26
本当にあった怖い話	……………みやこ南支部 支部長 金 安 有 実…………… 27
小学生バレーボール指導者研修会に参加して	……………嵯峨支部 山 田 一 博…………… 28
「たそがれ清兵衛」を観て	……………伏見支部 支部長 高 山 智 之…………… 30
新年を迎えて	……………西山支部 支部長 上 田 雅…………… 31
色と健康の関係	……………城南支部 支部長 森 井 雅 春…………… 32
新年のご挨拶	……………園部支部 支部長 木 村 實 雄…………… 33
中丹支部紹介（特に登記相談について）	……………支部長 横 山 英 世…………… 34
9. ADR認定試験 認定者	…………… 36
10. 平成18年度 土地家屋調査士試験合格者	…………… 37
11. 「土地家屋調査士をラジオで広報」	…………… 38
12. 会 員 異 動	…………… 39
13. 部会活動報告	…………… 42
13. 編 集 後 記	…………… 46



『夢膨らむ新年』

会長 安井 和 男

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。旧年中のご厚情に感謝申し上げますと共に、本年も揺るぎない御支援とご協力を節にお願い申し上げます。

昨年11月、世界の国立京都国際会館での『国際地籍シンポジウム/土地家屋調査士全国大会In Kyoto』、全国から2400名の土地家屋調査士が集結、大きな大きな大会が日調連主催ではあったものの、京都会特別協力の下、無事終える事が出来ました。偏に会員の皆様方の御支援と御協力の賜と深く感謝致しております、ありがとうございました。

今大会において『地籍と地図と境界のあした』を全国18000名の土地家屋調査士が共有出来たこと、設営・運営において京都会が一丸となって協力出来た事は、大きな成果であったと大変喜んでおります。日調連会長と日調連役員や全国の会長から賞賛を頂いた事をご報告申し上げ、心から熱く御礼を申し上げます。

平成19年は京都会が生まれ変わります。30年余りの間、退会された先輩会員も含め、会員の皆様に親しまれてきた旧会館は、昨年10月に解体されました。工事の際には本当に近隣の皆様方にご迷惑をお掛け致しました。並大抵の我慢ではなかったと思

います。会員の皆様と共に、心よりお詫びと感謝を申し上げますねばなりません。

新築工事は3月中旬を竣工予定として田中太工務店に着々と進めて頂いております。

『はやく♪こいこい♪竣工日（お正月）』待ち遠しい新会館、京都御所南に位置し、法曹街の一角、京町家風歴史的町並み保存を考慮した『京町家風』の会館が完成するのはもう間近です。完成の喜びをみなさんと共に分かち合いたいと思います。

同時に会館の竣工を、今か今かと待ち続けたADR『京都境界問題解決支援センター』が立ち上がります。国民の皆様からの期待と信頼を得るべく、社会貢献を目指し、4月3日の開始日には滑らかに離陸出来る事を心より願っております。

3月28日には『新会館』と『境界問題解決支援センター』の同時記念式典を、会員の皆様と全国からの来賓をお迎えし、挙行する予定を致しております。新年にあたりこの大きな二つの立ち上げを、年頭に当たり夢見させて頂いております。

他にも予想以上の筆界特定申請数と日本一の特定数を誇る京都地方法務局の筆界特定状況にあっては、更に筆界調査員の追加推薦が求められており、会員の皆様方には国民の為、一つでも多くの筆界が

特定される事に是非とも深い御理解と御協力をお願い
いさせて頂かねばなりません。

新しい試みとしては京都産業大学寄付講座への講師派遣であります。

現在大阪会が同大学の調査士学科へ6~7人の会員を派遣されておりますが、これは同会が5年前から会事業として行っているものであります。

大阪会は大阪府内の大学からもオファーがあり、京都産業大学は京都会の地元大学ということで、是非京都会へ引き継ぎをお願いしたい言う申し入れがありました。

調査士の受験者数が年々減少している事への対応と調査士制度のPRを目的に、19年度から京都会事業として参画して参ります。

又、昨年京都地方法務局から発注された紫野地区14条地図作成作業も大詰めを迎えております。初の作業であり、過密市街地と言うこともあって、作業担当者には大変ご苦勞をお掛けしておりますが、経験は人生の最高の教科書になることと、苦勞を分かち合った会員間の絆は、間違いなく今後の大きなパワーとなって、更に飛躍出来る最高の結果だと思っております。よりよい14条地図成果を期待しております。

社会貢献の為、公共の利益の為ばかりが目立つ時世ですが、今これらから目を背ける事は社会から見放され、資格制度の存続を否定することになりかねません。人的、資金的に大変御苦勞をお掛け致しますが、土地家屋調査士の未来を見つめ、皆さんと一緒に挑戦して行かねばなりません。宜しくよろしく
お願い致します。

結びにあたり、本年が京都会会員の皆様にとって

最良の年になりますことを、心よりお祈り申し上げます、新年のご挨拶と致します。



『オンライン申請』お使いやすい!

京都地方法務局長 狛 信 雄

平素は、貴会並びに会員の皆様には登記行政の遂行につきまして、格別な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、昨年11月13、14日の両日、国立京都国際会館において「第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto」が盛大に開催され、所期の目的を達成されましたことは、誠に喜ばしいことであり、京都会会員の皆様方の御尽力に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

ところで、近年法務局を取り巻く現状は大変厳しいものがありますが、特に総人件費改革においては、国の行政機関の定員を5年間で5%以上純減させるものとされ、登記関係では、市場化テストによる乙号事務の民間委託、登記所の統廃合の推進、甲号事務のオンライン利用率50%、これらを実現することが目標とされており、京都局としても、これらの取組を着実に実施していく必要があります。

さらに、オンライン申請の利用促進に関して、「IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）」では、世界一便利で効率的な電子行政実現のため、オンライン利用率を2010年度までに50%以上とする目標が掲げられたところであり、目標達成のため、具体的な取組の検討を行っているところで

す。そこで、オンライン申請の利用促進に関して、紙面をお借りして京都局における現状を紹介し、会員の皆様にも利用に向けた取組をお願いしたいと思います。

オンラインによる登記申請を可能とする改正不動産登記法が平成17年3月7日に施行され、さいたま地方法務局上尾出張所において、同年3月22日から取扱いが開始されてからもうすぐ2年が経過します。京都局では、平成17年11月28日から本局不動産登記部門と伏見出張所が指定を受け、その後、京田辺出張所が追加指定され、3庁において運用がされておりましたが、本年1月15日からは宇治、嵯峨、園部の各登記所が指定されました。昨年12月末までの京都局の利用状況は、3庁の合計で甲号申請事件が10数件、乙号申請事件が40数件であり、表示登記に関する甲号事件はわずか1件にすぎず、極めて低調な状況にあります。このように普及しない原因については、様々な指摘がなされているところであり、改善に向けた取組が行われていると聞いています。ただ、あえて資格者代理人である土地家屋調査士の皆様に対して苦言を申すならば、使い勝手が良くない点を捉えて会員の一部には利用に消極的な方がおられるのではと思われることです。と申します

のも、昨年8月初旬に、日本郵政公社の所有する建物の表題登記に伴う登記事務の取扱いに関する依命通知が発出され、郵便局舎の建物表題登記の嘱託について、オンライン指定庁に申請される場合には、可能な限りオンラインによる申請を利用いただけるよう配慮をお願いしたところでした。その結果、全国で約900件の表題登記の内約400件近くがオンラインで申請されたようであり、その実績に驚きを隠せません。

しかしながら、京都局管内の実情はどうだったでしょうか。京都局管内ではオンライン指定庁に20数件の郵便局舎が申請される旨の情報を本省から入手し、早々に公共嘱託登記土地家屋調査士協会に1件でもとお願いいたしました。納期が9月末日までと区切られていた関係とオンラインICカードを所持している会員の方が数名しかいないという現実の前に、残念ながら皆無という結果となってしまいました。

貴会の連合会機関誌である「土地家屋調査士」の11、12月号に掲載されていた『特定認証局の動き』の記事を拝見いたしますと、全国でも相当多数の会員の方々がオンラインICカードを取得されていない実情が搭載されていて、紙面からも運営委員会の苦悩が垣間見えます。

確かにパソコンの環境設定等に困難が伴ったり、また、現状ではハンラインであるといった面もありますが、準備を整えていなければいざという場合に即応できません。せめて、乙号のオンライン請求だけでも利用していただけないものかと考えます。この乙号オンライン申請については、電子署名が不要であり、返送用の郵券の別途負担がないものであり

ますので、是非ご利用をお願いします。

また、法務省においては、オンライン利用率を向上させるための様々な施策を講じていくとしており、平成19年度予算案では、乙号オンライン請求のうち登記事項証明書に係る手数料の額を1通1,000円から700円にするようにしています。そのほか、要望のありましたオンライン請求した登記事項証明書を登記所の窓口で交付する方法についても、本省へ要請しており、検討していただいているところと思います。

どうか一度利用していただき、不具合があれば改善の要望も伝えることができますので、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

お願いばかりする内容となりましたが、会員の皆様方の御理解・御協力を切にお願いする次第です。



新年のご挨拶

社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 渡 邊 正 平

新年明けましておめでとうございます。

諸先生方に於かれましては、新しい年をご家族お揃いで健やかに迎えの事と拝察し、お喜び申し上げます。

新春に当たり日頃の社団法人 京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下 協会）の活動並びに運営に際しましては格別のご理解とご協力、ご支援を賜っております事に心より厚く御礼申し上げます次第であります。

諸先生方もご認識の通り、我々の業界を取り巻く環境は内外共に日を増して厳しくなる一方であり、今求められる事は時代に即応した確かな対策と将来への夢ある職業となるべく希望が持てる制度の確固たる維持に向かったの努力が問われるのではないかと考えます。

資格の取得は一代の既得権といった古き良き時代から日々の研鑽を通じ自助の努力が無ければ実質その資格の維持が出来ない時代へと変わって来ている様に思われます。

昨年度からスタートしました筆界特定制度、或いはADRに関する事柄等々は、我々の従来の職域を広げ、未来への可能性を秘めたものであると思いますが、私は何より今一番必要なものは、土地家屋調査士としての職業倫理の高揚を計る事であると思っております。

この事は、日々の業務を通じ、確かな専門的知識と経験に基づき如何に客観性を保てるかにつきると考えます。

その事が国民の皆様から職業への信頼を生み、制度そのものの維持、発展へと繋がるものと思っております。

私は、古い考えかもしれませんが士業は「職業人であって商売人に非らず」の考えを常々持っており又、持ち続けたく思っております。

それは、私達の業務遂行を通じ、その業績は少なからず公益性を有していると思うからに他なりません。

しかし乍、現実には目を向けますと、内部的には理解がしがたい様な報酬額の請求事例、不当と言わざるを得ない様な営業活動、他業種の下請的な業務受注形態等々見開きをするにつけ、この事が総括して自らの職業の権威と信頼を失い将来への希望が開けず、しいては制度そのものの崩壊へと続く気がしてならないのであります。

今こそ我々の先人が永々として築き上げられた実績と信用を鑑み、現在はもちろんの事後進の方々が未来も夢ある職業であると実感出来る様、全会員あげての努力が必要なのではないでしょうか。

公嘱協会に於きましても、従来からの地図整備作業はもちろんの事、昨年から新たに京都紫野地区に於ける法第14条地図作成業務を法務局との共同作業として取り組んでおります。

これらの業務は協会としてもまさに公益性を有した業務であり又、調査士制度の根幹にかかわるものとして位置づけ、社員の皆様のご理解と多大なご負担とご協力を賜っている処でございます。

社員の皆様には今後共引続きより一層のご理解とご協力を切にお願い申し上げます次第であります。

末尾乍ら、諸先生方にとって本年が素晴らしい希望に満ちた年となります様合わせてご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。
拝



ご挨拶

京都土地家屋調査士政治連盟

会長 田中 牟

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto が国立京都国際会館で開催され、全国各地から土地家屋調査士が一堂に会した第一会場はまさに圧巻でした。

長期に亘って準備したと思っても、終わってみれば短くもあり、悔いの残る部分もかなりあったと思います。

京都会の皆様、ご協力本当にありがとうございました。

さて、調査士を取り巻く規制改革・民間開放推進

会議から資格制度に関する検討課題等各士業団体における要望事項等の提出について依頼があり、その内容について日本土地家屋調査士会連合会松岡直武会長より平成18年9月25日付、日調連発233号をもって、全国土地家屋調査士政治連盟会長井上孝三郎殿への報告がなされたところであります。

又、松岡日調連会長は、土地家屋調査士制度を支える政治連盟にご理解をという名の下に、各土地家屋調査士会長への文書を送付してくださいました。別紙にその全容を掲載いたします。

日調連発第265号

平成18年10月10日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松岡直武

土地家屋調査士制度を支える政治連盟にご理解を

秋声の候 各位におかれましてはそれぞれのお立場で土地家屋調査士制度の充実発展にご尽力を賜っておりますことに深く敬意を表します。

また、平素は、連合会の会務運営に対し心温まるご理解・ご支援を賜っておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、ご高承のとおり、全国土地家屋調査士政治連盟は、平成13年6月23日に結成され、今年で6年目となります。

政治連盟が結成された当時は、規制改革、司法制度改革、行政改革、財政改革など、大きな変革の時を迎えようとしておりました。この趨勢に適切に対応するため、連合会や各調査士会が、その性格上、積極的に行動することが難しい部分をフォローすることを目的として、第57回連合会定時総会において議場の総意をもって政治連盟が立ち上げられたものであります。

その後、今日に至るまで、政治連盟の果たした実績・足跡は誠に大きなものがございます。特に、国会議員の先生方と共に地図勉強会を重ね、議員先生方の地図整備の必要性についての認識は急速に進展し、登記所備付地図整備予算の大幅な増額が得られたほか、土地の筆界に関する理解を深めていただきました。

それらの地道な活動のお蔭を持ちまして、平成14年の土地家屋調査士法改正、平成17年の不動産登記法改正に伴う『筆界特定制度』の創設、同時に再度改正された土地家屋調査士法により、筆界特定制度における代理権の獲得とともに、土地家屋調査士（調査士）が一定の条件の下、民間紛争解決手続機関（ADR）における当事者の代理人として活動する権限を付与される等々、政治連盟の立法過程における各般の尽力とその成果は枚挙に暇が無いほどであります。

今後も政治連盟が負う役割は大きなものがあり、調査士制度の維持はもとより、更なる充実・発展を図るためには必要不可欠な組織であります。

政治連盟の創設以来、連合会は『明日の調査士制度を会員自らの手で……』を基本理念として、政治連盟に大きく期待し、協調を図っているところであります。

本来ならば、この政治連盟に、調査士会員全員が加入することが理想ではありますが、制度の上から、大変難しい問題がございます。その点については、調査士制度の将来を深く認識し、維持発展と安寧を願い、調査士会会員一人ひとりが熟慮の上、政治連盟の存在目的・趣意に理解をいただき、自らの制度を発展させるために必要な働きをする努力が不可欠であると考え次第であります。

ところで、政治連盟の更なる活動を図る上には、単位政治連盟における構成会員数の拡大が喫緊の課題であると同時に、財政的運営の面においてかなり厳しい状態にあると伺っております。

貴職におかれましては、政治連盟の存在意義、活動の主旨、かかる実情を、是非とも貴会会員にご説明いただき、政治連盟が行う会員拡大のための活動及び財政基盤確立のための活動に何分のご理解をいただきますようお願い申し上げます。



ご挨拶

顧問 弁護士

谷口 忠 武

「亥」年の幕開け、おめでとうございます。是非とも、人々の心が、穏やかな気に包まれるような社会への一步を踏み出す年となることを希ってやみません。

「亥」という字がどうしてイノシシなのか調べてみましたが、よく解りませんでした。

象形文字と考えるのがいちばん納得しやすいのですが、この字には、四つ足で子を孕んでいる一般的な四つ足動物の特色以上のものは見られません。残念ながら、これ以上詮索せず納得することにしました。

平成19年の年賀状に添える言葉を探していて、老子の「大道廢れて仁義あり」という言葉を見つけました。私は、老子の言葉にはとても共感を覚えます。何年か前にも「天下に忌諱多くして、民ますます貧し」と言うのを使わせてもらったことがあります。

「大道」とは、無為自然の道（自然の摂理）「仁義」は、人為の代表例として引用されているものようです。

老子は、自然のままの生き方を勧め、その生き方が幸せを約束すると考えています。さらに、「大きな虚偽がはびこるのは、人間の賢しらがのさばりだしたときである。慈父いでよ、孝子いでよと叫ばれるのは、肉親の情愛が薄れたときである。忠臣が現れるのは、国の政治が乱れたときである」と語っているそうです。

改革ばやりの昨今は、老子流に言うと、世の中が、とても乱れていることを表しているということになりましょうか。

教育基本法の改正、教育制度の改正が盛んに取りざたされる現在、教育が乱れていることは疑いようもない事実です。愛国心とか学習指導要領とかに拘泥することは、「賢しらがのさばり」、「大きな虚偽」がはびこっている証となっているのでしょうか。何となく、納得できる気がします。

老子が全て正しいとは言いませんが、教育については、人為的なこと（例えば愛国心など）にとらわれるのではなく、無為自然の「大道」を大切にすることが肝要だと思います。人為の事項は、「大道」にしたがった教育の結果として、一人一人の心の中に、自然かつ自由な形で湧き出るものと考えてるのがよいのではないのでしょうか。

私は、桂川の河川敷にある友人の農地約100坪を借してもらって、野菜作りを第1の楽しみ事としています。ここでの数々の体験も20年の長きに及びます。体得したことは、子育ても、野菜作りも、全く異なるところはない、ということです。私は、こうした自然の摂理を、最近よく「私の神さん」と呼び、自らへの指針としてきました。引用の「大道」に共感を覚えた由縁かと思っています。



NPO法人活動での 寄附金の効果的な集め方

顧問 公認会計士

毛利 隆 志

ボランティア活動も従来は、グループ、あるいは任意団体での活動に限られていましたが、1995年1月の阪神・淡路大震災を契機に市民活動を支える法的基盤の整備が求められた結果、ボランティア活動の発展を促進するという観点から特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づくNPO法人制度ができました。NPO法人は、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などさまざまな分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。NPO法人数は、NPO法施行以来増え続けており、7年半で27,000件を超えました。「NPOに関する世論調査」（平成17年内閣府政府広報室）によりますと、実際にNPO活動に参加したことがある市民は1割未満ですが、今後、NPO活動への参加を希望する市民は4割を超えています。NPO法人の年間収入は、500万円未満が5割、1000万円未満が6割と収入規模の小さな法人が多く、NPO法人の活動基盤が脆弱であることが課題の一つとなっています。主な収入源としては、会費・寄附金・補助金や助成金・事業収入などがあります。その中でも寄附金収入については7割の法人が重要視しているにもかかわらず4割を超える法人は寄附金収入がなく、年間寄附金収入金額が50万円未満の法人とあわせると8割に達しています。

NPO法人の活動基盤を強化するため、市民からの支援で寄附金をいかに集めるかがポイントになります。寄附金を集めるために、3つの原則があります。第一は、「寄附者や会員を大切にすること」です。具体的には、寄附者や会員の情報を正確に管理するため、名簿を作成します。第二は「名簿をベースに広報資料等多くの情報を発信しながら再度の寄附をお願いし、寄附者を増やしていく」こと

です。そして、第三は「会計処理を正確に実施すること」です。適切な情報発信を行うためには、その前提として正しい会計処理が必要です。複式簿記による記帳が望ましく証拠書類に基づいて記帳を行い、事業年度が替わっても同じルールで継続して会計処理を行っていきます。

さらに、寄附金を集めやすくする制度として認定NPO法人制度が、税制上の措置として平成13年10月から始まりました。国税庁官の認定を受けると、寄付するほうの個人は所得税の算定において、寄附金控除の対象となります。法人が寄附する場合は法人税の算定において一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別に、同額の損金算入限度額が設けられ損金算入限度額が2倍になります。また、相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産を寄附する場合は寄附した財産の価格は、相続税の課税対象から除かれます。認定NPO法人に対する税制上の措置は、収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合は、この分を寄附金とみなして、一定の範囲で損金算入できます。みなし寄附金制度です。認定NPO法人になるため、①經常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合（パブリックサポートテスト）が一定の基準以上であること、②役員・社員のうち親族等の占める割合三分の一以下であることなどいくつかの要件を満たす必要があります。認定要件・手続き等がまだ厄介なこともありますので、全国で27,071件のうち寄付金控除を受けることができる認定NPO法人は50件に達していず、まだ、わずかです。寄附金を効果的に集めていくためには、認定NPO法人制度の研究・利用も重要な検討課題です。

臨時総会

平成19年1月11日（木曜日）ホテルグランヴィア京都において平成18年度臨時総会が開催されました。

開会の辞に引き続き安井会長より、平成19年3月下旬には新会館新築工事が竣工され、同時に京都境界問題解決支援センターの運営が開始される事。また、昨年より始まった筆界特定制度も京都府内において順調に処理されており、今後の申請増加に備えて調査員を増員すべき可能性のある事、4月1日には調査報告書の実施、さらには京都産業大学での寄付講座の開講などなど、平成19年が土地家屋調査士にとって



2号議案は上記予算について、表紙制度による特別財源を一般財源とした後予算へ繰り入れるといった説明、そして収支そのものの概ねの説明がなされました。両議案とも出席会員（1号については委任者総数を加え）の多数の承認を得て可決されました。

議案の承認を見、閉会へ。田中副会長より様々な課題を会員一人一人が協力する事で解決しましょうと挨拶、今後の発展を祈願して閉会となりました。

さらなる躍進の年になるであろう、との挨拶がありました。

さて総会での議案は、1号「会則変更案承認」、2号「境界問題解決支援センター予算案承認」の2件。1号議案は概ね筆界特定制度及び境界紛争解決手続機関の設置に伴う文言の変更でありましたが、利益享受等の禁止といった条項も新設されており、民間紛争解決へと進んでゆく私達により厳格な職業倫理が求められ、それを文言にせねばならない状況にあるのだと感じる変更もありました。



新年祝賀会



第2部では法学研修でもお世話になっております、弁護士の宮本幸裕先生の講演会が開会されました。いつもエネルギッシュな講義をされる先生ですが、今回は「もし時代劇に現代の方が適用された

ら」とのお題で、時間一杯いつも以上に楽しい講演をしていただきました。忠臣蔵になぞらえて主に刑法の罪状等を解説していただくのですが、来るべき裁判員制度、その心構えといった内容とも絡めた楽しい講演をしていただきました。

第3部は多数のご来賓の方々をお招きし、新年にふさわしい晴れやかな笑顔の集まる中新年祝賀会が催されました。



平成18年度特別記念事業

第5回国際地籍シンポジウム 土地家屋調査士全国大会in Kyoto

第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会が国立京都国際会館にて平成18年11月13日（月）、14日（火）に開催された。今回で5回目となる国際地籍シンポジウムは日本・韓国・台湾のもち回りで2年ごとに開催される。第5回目となる今回は京都で開催され全国から、2000人を越す土地家屋調査士が当会場に出席し各テーマにそった会場で日本・韓国・台湾の研究者、実務家の話に聞き入った。13日（月）13：00から開会式が大会議場で行われた。会場の広さ、設備等初めて当会場に来た方々はそのスケールに圧巻され入り口では足が止まってしまう人も何人かいた。各国代表の挨拶、来賓祝辞と進み基調スピーチ「見出す境界、消えゆく境界」（法務省民事局長 寺田逸郎氏）が行われた。

その後、4会場に分かれパネルディスカッションと土地家屋調査士による会員研究論文発表が行われた。

第1会場「平成検地～日本の挑戦」

わが国の地籍整備がいま、歴史的に大きな転機にあるとの認識のもと、この現状を正しく理解、共有するとともに、地籍整備を担う様々な専門家の視点から現段階での評価を試み、また韓国、台湾の有識者の方々の研究論文あるいはご助言を参考にさせていただきながら、平成検地の進むべき方向が討論された。

第2会場「地籍の研究と地籍教育の確立」

地籍学を教育、学術分野として確立するための課題克服のため韓国・台湾の地籍学会における現状報告を受け、その研究教育体制を参考に日本として何をしなければならないのかについて討論された。

第3会場「境界紛争解決に挑む土地家屋調査士の新たなステージ」

地図・境界の専門資格者として、そのいずれにも関与する土地家屋調査士の役割、表示に関する登記制度のあり方等について討論された。

第4会場「会員研究論文発表」

開催地の土地家屋調査士会として本シンポジウムに特別協力いただいている京都土地家屋調査士会の古都・京都における地図・境界問題の実情に関する研究発表をはじめ、全国の土地家屋調査士会、各公共嘱託登記土地家屋調査士協会、並びに会員有志の研究グループ等による研究成果の発表が行われた。

また、会員の広場では日本・韓国・台湾・企業16社が出展し記念品・書籍等の販売、展示や最新機器のデモンストレーション等が行われた。京都会では土地家屋調査士版京都検定と題して京都にちなんだ問題10門を出題。正解数に応じて賞品をお渡しした。

2日目の14日は、9：00からメインシンポジウム「世界と語ろう 地籍・地図・境界のあした」をメインテーマに1日目の各会場で討論されたことを踏まえ2時間40分あまり有意義なパネルディスカッションが行われた。二日目ということもあり参加人数に関してどのくらいの出席があるかと思われたが、会場は用意した椅子が最後尾まで埋め尽くすほどで約700人の熱心な調査士が討論に聞き入った。

京都会のスタッフは二日間を通し、今回のシンポジウムのために用意したオレンジ色のジャンパーを着用し参加者の誘導、受付、タイムキーパー、質疑マイク、写真撮影等、連合会に協力をした。今回

場は京都国際会館ということもあり特に会場案内が説明しにくい面もあった。事前に会場をじっくり把握しておけば、参加者にも分かりやすく説明できたであろう。各個人に与えられたスタッフ配置計画に基づき役割を全うしたわけだが、京都会スタッフは各会場で椅子に座ってじっくり討論を聞き入ることができなく残念に思っている方も何人かはいたと思う。

最後に日本土地家屋調査士会連合会 松岡直武会長よりわが国及び世界の地籍制度の充実と発展のために「京都地籍宣言」が行われ、次回開催国である韓国に引継書が手渡され閉会となった。



韓国・台湾の方々集合写真



「京都地籍宣言」を読む京都会スタッフ

前日

国際シンポジウムの前日は・・・

どんな国際会議になるのだろうか。「国際シンポジウムは京都で！」の号令から何ヶ月もすぎ会場である京都会がお手伝いできることは・・・何度も会議の議案にあがれども2000人もの会員をどう案内すればいいのが全く見当もつかない。準備、進行計画がわかったのは11月13日にあと一月もないとき。

11月の京都は紅葉の時期。京都市内は全国からたくさんの方が観光にきます。



台湾・韓国の参加者を迎えるバスの手配を頼まれましたが、バスはも

う京都には1台もありません。こんなので全国の会員や外国からの参加者をきちんと迎えられるのだろうか、などと思っている間にシンポジウム前日。この日は、関西空港まで、台湾と韓国の参加者を迎えにいく段取りになっていました。言葉もわからないのに、顔も知らないのに、大丈夫なん？京都会から4名、大阪から2名、連合会から1名。連合会山田理事の手作りの歓迎ポスターを持参し、頭上に掲げ待機。まず、韓国が定時に到着。京都になかったはずのバスはどこからかやってきて一路京都へ。さて次台湾は・・・。予定時刻にかなり遅れ到着。その後もなかなか姿はみえません。そのうちぞろぞろとたくさんの人。何をしゃべっているのかサッパリワカラナイ！「台湾担当ね。」とのこされた4人はシンポジウムのポスターを高々と掲げ、ふりまわし、到着

した人々の反応を注意深く見てだれか気づかないかと延々一時



間。すると、青いポスターを一目見「ここだ！ここだ！（と言っていたかどうか・・・）」と約40名が集まってきました。口々になにやら言っているのですがワカラナイ！？少しは勉強しとけばよかった。何とか全員集合しバスへ案内しようとしたら「食事がしたい。」と。「時間がないからバスに乗って！」と強引に関



西空港から出発。約2時間後にバスは京都へ無事到着。やれやれ、今日のつとめは無事終了。明日から2日間予想もつかない大人数の会合にまたまた不安。

なんとかなるさ。(つづく)

第1会場



第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto 第1会場レポート

平成18年11月13日、国立京都国際会館の大会議場において、東京大学大学院工学系研究科の清水英範教授をコーディネーターとして、「平成検地～日本の挑戦」というテーマで議論が交わされた。

平成15年に「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が示された後、法務省ではADR基本法や筆界特定制度の創設、国土交通省では都市再生街区基本調査が実施されている。これらの状況を踏まえ、第1会場では、様々な視点から平成検地の進むべき方向が議論された。

まず、海外から3名の方々による研究論文の発表があった。

1人目は韓国から、大韓地籍公社副社長の宋鎬龍氏による「U-次元の新しい地籍モデルの開発及び推進戦略に関する研究」。

韓国においても、昔は紙の地図による土地管理を行っていた。しかし、アナログでは国民の権利が守りきれないということ。そしてコンピュータの発達により、地表の二次元情報だけでなく、地上および地下の建築物も含めた三次元地籍精度の確立の必要性をお話いただいた。

2人目は台湾から、詮華工程顧問有限公司副総経理の蔡裕陽氏による「グーグル・アースによる地籍図上での3D建築物のオーバーラップ表示及び属性データの表示によるバーチャルリアリティの実現」。

地籍資料及び建築物の管理において、3D表示は直感的なツールであるが高価であるため多くのユーザーは購入に踏み切れずにいる。今回、フリーソフトのグーグル・アースとGISプログラムによる3D建築物・地籍モデルの実例をご披露いただいた。

3人目は同じく台湾から、内政部土地測量局地図供給課課長の蔡鴻勳氏による「インターネット利用による地籍測量データの管理および公開～内政部土地測量局による実用例」。

内政部では膨大な地籍測量結果を管理し、政府と行政の単一窓口による情報提供サービスを推進するためにインターネットを応用していること。その地



籍測量データの提供状況やデータ公開の法整備の現況などをお聞かせいただいた。

その後、清水教授がコーディネーターとなり、パネリストに法務省民事局民事第二課の秦愼也氏、国土交通省土地・水資源局国土調査課の横内真一氏、豊中市土木下水道部道路管理課の柳川重信氏、日本土地家屋調査士会連合会業務部の柳平幸男氏の4名を迎えてのパネルディスカッションが行なわれた。法務省からは、平成地籍整備における法務省の取り組みとして、街区基本調査の成果の活用の方向性についてコメントがあった。

国土交通省からは、都市再生街区基本調査の概要および平成19年度予算要求中の「土地活用促進調査」について説明があった。

豊中市からは、基準点の整備状況やGIS運用の効果、平成地籍整備事業の期待と問題点について説明があった。

日調連からは、土地家屋調査士業務が予防司法の実現に貢献できるとして、登記情報ユーザーとして、同時に登記情報メーカーとして提言がなされた。

議論の中では、地籍整備事業の中で、一筆地調査の外注が芳しくない旨の指摘もあった。

われわれ土地家屋調査士自身が測量技術を高めて、市町村へ働きかけることも必要であろう。

土地家屋調査士業務の新たなステージが示された、意義のある3時間であった。

(大阪会広報部 和田清人)

第2会場

第2会場からの報告

第2会場では、「地籍の研究と地籍教育の確立」をテーマに韓国、台湾の地籍学会における現状報告を受け、その研究教育体制を参考に、日本として何をしなければならないのかについて討論が行われました。

1. 海外研究論文発表者とテーマ

〈李 範寛〉慶日大学校不動産地籍学科長・社団法人韓国地籍学会副会長

テーマ：韓国の地籍教育の動向分析

テーマ：韓国の地籍学研究の動向分析
－韓国地籍学会を中心に－

〈王 春治〉内政部土地測量局課長

テーマ：台湾における地籍測量員育成の訓練制度に関する検討

2. パネリストとテーマ

〈小笠原 希悦〉社団法人 全国国土調査協会常任理事

テーマ：国土調査法に基づく地籍調査

〈木村 光男〉住友信託銀行本店不動産営業部長

テーマ：地籍管理「地租と収益性」及び「三次元管理」

〈阪本 一郎〉明海大学不動産学部教授

テーマ：地籍の教育と研究

〈鈴木 美和子〉元近畿測量専門学校校長

テーマ：測量教育の現状と課題

「地籍教育の確立」という日々の業務のなかでは



聞きなれない言葉について、海外研究論文の発表やパネリストの討議を聞く内に、土地家屋調査士の業務が社会的に重要性が高いという事を国民の皆様にもっと理解頂くためには、学問としての「地籍」の確立が必要であるという事を認識する事が出来ました。

(奈良県会広報部長 下高谷 彰良)

第3会場

第3会場からの報告

1. 第3会場の目的

境界紛争は、現地の争いであると同時に人格の争いでもある、といわれるほど繊細な側面を持つ紛争でもある。世界の国々で、解決の困難な紛争類型の一つとして考えられ、さまざまな取り組みがなされている。

わが国においても地籍調査の重要性が国家的課題となっており、近時、①不動産登記法を改正して筆界特定制度を創設 ②土地家屋調査士と弁護士の協働による境界紛争解決のためのADRが各地に設立。他方、表示に関する登記についても不動産登記法の大改正によりその機軸部分が大きく変容しつつある。

その中で、

①韓国・台湾は、地籍図の再調査を実施する中での協会紛争の実情について報告を行う。

②地図・境界の専門家として、そのいずれにも関与する土地家屋調査士の役割、表示に関する登記制度のあり方等について討議する。

以下の発表が行われた。

2. 海外研究論文発表者とテーマ

〈尹 準成〉大韓地籍公社地籍研究院

テーマ：境界の正確さを確保するための地籍測量データの活用方法（境界復元測量を中心に）

〈李 誠華〉行政自治部地籍チーム地籍事務官・行政学博士・地籍技術士

テーマ：土地台帳情報の論理誤謬の類型に関する研

究

〈駱 旭〉台北市政府地政処土地開発総隊チーフ
エンジニア補佐

テーマ：台北市地籍図座標システムの統合及び付加
価値運用

〈鄭 宏達〉中華顧問工程司地理情報部門副長

テーマ：三種図面統合化・整合作業の実践に関する
検討

3. パネリストとテーマ

〈和田 仁孝〉早稲田大学大学院法務研究科教授

テーマ：ADRと専門性：日本型環境への応答

〈梅津 和宏〉旭川地方・家庭裁判所長（前大阪法
務局長）

テーマ：筆界特定制度について

〈折田 泰宏〉弁護士（元京都弁護士会副会長）

テーマ：利用者の立場からの期待と展望

〈井畑 正敏〉土地家屋調査士（日本土地家屋調査
士会連合会制度対策本部委員）

テーマ：境界紛争解決と土地家屋調査士の業務

それぞれの立場から、境界紛争、筆界特定制度、
ADRに関する発表・討議が行われた。いずれも
が、今後の土地家屋調査士業務を行う上で、示唆に
富む内容であった。

それ以外に、参加者の1人としての感想は、国際
会議の疑似体験ができたことである。韓国・台湾の
人が発表・発言するときは、イヤホンを通して、同
時通訳による日本語で聞くことができるので、国連
本部での、日本代表の気分であった。通訳が遅れ
て、パネルの画面と発言内容がずれるので、理解し



難い面もあった。

（兵庫県会 広報部）

第4会場

第5回国際地籍シンポジウム 分科会第4会場「会 員研究論文発表」の報告

土地家屋調査士全国大会が国立京都国際会館にて
11月13日、14日開催されました。私としては国立京
都国際会館へ入るのも初めて、全国の土地家屋調査
士が多数集うのを、目の当りにするのも初めてのこ
とであり、又海外研究論文の発表もあるという事で
一体何が起こるのだろうか日々考えながら当日を
迎えました。

私の取材担当は、分科会第4会場でした。ここは
全国の土地家屋調査士による研究成果の発表会場で
した。

司会の中野正章近畿ブロック協議会広報部長の進
行により、宮下照也実行委員の会場主旨説明に移
り、研究論文の発表が始まりました。

今回、七つの論文テーマが発表され、会場には約
160人の聴衆が集まり、熱心に聞き入りました。

1. 京都会平塚泉会員による「京都の地域慣習につ いて」

過去の3大事業として御土居堀事業、疎水事業、
巨椋池干拓事業を上げられて、それによる現在への
影響として、地名、測量技術、地図との関わりを報
告され、又洛中町家の特殊性、両側町形成、社寺領
土地と境内外区別図面、等の発表がありました。

歴史ある京都であり、その地域性を私自身は、大
変興味深く聞くことができました。

25条2項調査により得られた成果を交えての発表
で、歴史を改めて感じることができました。

2. 札幌会中原章博会員による「土地の境界と取得 時効をめぐる実務的考察」

まず地図ありきで、町が形成されているところに
札幌の町の特徴があり、そのため筆界が明確で、現
地の境界標がその地図のとおりでなければ入れ直す

事になるとのことでした。

そんな地域事情の中、さっぽろ境界問題解決センターが開設されました。そこでは、当然に相談・調停が行われていますが、その前段となる相談の場面で、隣人から時効を援用された場合の受動的な相談案件が多くあるとのことでした。

そのため土地の境界紛争の解決において、我々土地家屋調査士の専門性と測量に関する技術的な経験と知識も必要だが、時効に関しても最低限の法律知識が必要であるとのことでした。

ADRセンターが「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」により、法務大臣の認証を受けることで、時効中断の効力を認められていることから、研究発表にあったように、単に民法の条文解釈のみではなく、学説、制度趣旨の理解、判例の研究、占有の理解といった勉強が必要であると思われました。

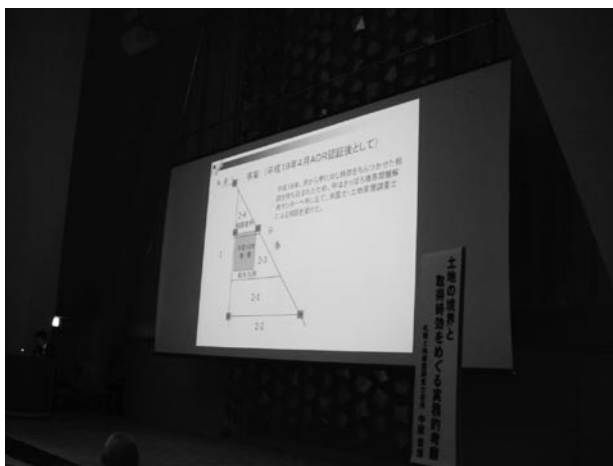
時効の理解は大変そうです。

3. 沖縄会菅野貴司会員による「駐留軍用地の分筆申請のあり方」

この研究発表も駐留軍用地の分筆という地域性が顕著な報告でありました。

立入禁止区域は登記官の現地調査がなく机上分筆となること、立入許可区域は登記官の現地調査のために境界杭を復元し、その後抜き取る手法がとられているなどの現状と問題点があげられていた。

この駐留軍用地の分筆をいかになすかという事を、さまざまな角度から実に詳細に検討をされ、理論構築された研究発表でした。



4. 岐阜会馬淵良一会員による「幾何学的手法による創作的筆界特定の技法について」

我々土地家屋調査士が、業務において資料と関係者の主張をもとに筆界点を復元することは、容易ではありません。この筆界特定作業を、系統だって分かり易く、簡易で、かつ関係者の理解を得ることが容易となる手法を研究され、発表されたものでした。

それは、辺長公差と面積公差の（二重の公差条件）から可能な限り条件を充足する推定筆界点の位置探る手法で、辺長公差の十分条件で地図訂正不要、面積公差の十分条件で地積更正不要との発表でありました。

実際スクリーンで描画され大変分かり易かった。

5. 鹿児島会坂元均会員による「サーバ型RTK-GPSを用いた支持物変動把握の実験と測量への応用について」

地域柄台風の影響を受け易く、土地家屋調査士が行う1筆地測量において設置する測量多角点について、RTK-GPSを利用する測量を前提にその多角点の精度を把握して検証する事を目的とした実験だけでなく、災害復旧にサーバ型RTK-GPSを利用するためのシステム研究をも進めているとの事でした。ここにも地域性が感じられました。非常に学術的な研究発表で、細部にわたり検証されたものであって、私は、個人的についていけませんでした。レベルの高い発表でした。

6. 滋賀会上田忠勝・藤木政和会員による「電子国家政策における地籍図作製事業と官民協働」

政府政策の電子国家構想が具体的な活用段階には

いるなか、省庁を超えて、都市再生街区基準点が設置されてきており、これを不動産登記実務において活用した地積測量図作成が義務付けされますが、これにはどんな問題が潜んでいるのかを検証し、今後の活用方法の提案発表でした。

これを活用するためには、「情報の共有の問題」(一例・皆が均質に情報を扱いこなすことができるのか?)「実務における問題点」(一例・時間の経過による現地の変化、増えていく新点や亡失する街区基準点をどのように取り扱うべきなのか?)等を指摘し、報告されていた。

この発表は私個人的には実務に直結しており、全く発表のとおりであると痛感しました。今後もっと掘下げて活用方法を考えていきたいと思います。

7. 岩手会下斗米光昭会員による「登記基準点からの登記測量」

岩手では、地籍調査が86%完了しているが、昭和30年代から昭和50年代の古い地籍図が多い。

このような中で、土地家屋調査士の使命は、現地での地域住民の権利の明確化に寄与すること、不動産の現地の状況を正しく地積測量図、登記簿に反映させることにあるとのことから、電子基準点のみを既知点とした登記基準点を設置し、又管理し、それを既知点とした地積測量図が作成されていくことを望んでいるとの発表でした。

維持管理に年間200万円かかっているとの報告もあり、ハードルは高いことも実感しました。

以上七つの論文発表でしたが、当然自身の意見も交えての発表であるため、途中思わず声が高揚してしまうこともあり、あっと気が付いてトーンを下げ、又徐々にトーンが上がるといった力の入った発表もありました。

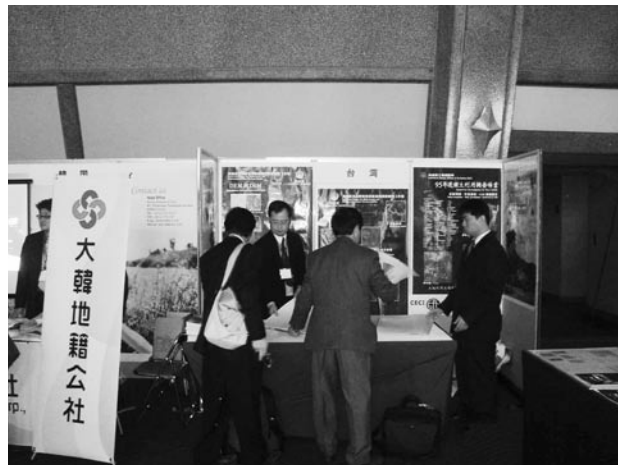
各会共に地域性があり、狭いようで広い日本を感じ、次回の論文発表の機会には、より一層それを感じたい自分自身がいるようです。

参加された土地家屋調査士の先生方は、どのように感じ、どのように自身に吸収されたのでしょうか? 学者の論文発表とは違って、日常実務で私達が直面する問題やそれを突き抜けた実体験など学ぶことが多く、充実した時間でした。今後開催される論文発表は地籍学の発表になっていくことでしょ

う。準備、後始末にと、ご苦労していただきました連合会役員の皆様、京都会の皆様、ありがとうございました。

(滋賀会広報部員 竹中靖雄)

会員の広場を見て



会員の広場では日本、韓国、台湾、そして企業16社が出展をしていた。

(出展国・企業名は別紙のとおり)

日本のブースでは記念品の販売と書籍の展示、それから土地家屋調査士版京都検定がなされていた。私がおの検定用紙を取りに行ったときには準備していた用紙が既になくなっていました。正解数に応じた賞品をいただけるのですがその賞品を目当てに検定をうけたとは思えないし、やっぱり調査士の意地で人に負けてはなるものかという気が検定を受けさせていたのでしょうか、大盛況であったみたいです。(検定問題は別紙のとおり)

韓国、台湾のブースでは書籍等の展示と地籍システムの紹介がされていた。しかし、韓国語、中国語が解らない私にはいまひとつピンとこなかったのでパンフレットと記念品をもらうだけでした。

つづいて企業の展示ブースでは各社いろいろな展示をしていたのですが、私が興味をもったのは、まず、株式会社BBCの表示登記申請・請求入金システムでした。現在、私は登記申請書その他の添付書類をそれぞれワープロソフト一太郎で作成しています。このソフトは基本情報を入力するとその情報が



ることに感心しました。私も今現在に満足せず、より良い明日を迎えるためにもっともっと努力しなければと感じました。

(和歌山会広報部長 稲垣 崇)

Wordで申請書その他の添付書類に反映されます。それぞれ各々に作成していた私にとっては非常に便利なものであるなあと感じました。また、被相続人、相続人の住所・氏名・死亡年月日等を入力するだけで5世代までの相続関係説明図ができあがるというシステムもついて定価158000円という価格だったのでかなり興味を持ち他のブースのことを忘れこのブースで1時間近くを費やしてしまいました。

つぎに興味をもったのは武藤工業株式会社のインクジェットプロッタでした。従来のインクジェットプロッタで地積測量図を作成するとどうしても斜めの線がギザギザになっていたものがこのプロッタではきれいな線を描いていました。また、専用インクと専用紙を使用することによってインクのにじみがなくなるということでした。これまで、何度かインクジェットで地積測量図を作成しようとしていつもその線画に満足できなかった私にとっては購入を考えさせられるものがありました。

その他のブースでは地籍調査用品、IC基準点等、境界標や基準点に関連する商品が、オンライン申請のためのCADシステムや申請支援システム等が出展されていました。

ちょっと異色かなと思ったのはLEC東京リーガルマインドでした。ここでは「土地家屋調査士 特別研修」の予習的な研修となる独自の「土地家屋調査士ADRプレ研修」なるものを提案していました。時間がなかったので詳しいことは聞いていません。でも、こんなことが商売になるんだなあと感心しました。

最後に、どの企業もいろいろ研究し、試作し、次々と新商品を開発し、明日に向かって努力してい

近畿ブロック協議会

第11回親睦ソフトボール大会

於 府立山代総合運動公園 (太陽が丘グラウンド)

広報部 栗井紀光

晴天に恵まれた秋空の下、近畿ブロックソフトボール大会が行われました。

前回5位でここ最近優勝の無い京都会メンバーは気合い十分に。その1回戦・・・。

初回先行の京都会は1点を取って守備に付き、ワンアウト後2番バッターの打球がライトを守る私の頭上をかすめて後方へ、玉を追いかけ捕球した直後、右足太股から「プチッ!」とする久しぶりの嫌な感覚が・・・。に、に、肉離れや!?(#+_)情けない体、気持ちは20歳で体は40歳前。かみ合っていない。1点で凌いだその表、ノーアウト1、3塁で私の出番。レフト前タイムリー(^_^)vそして交代。(-_-)

その後チームは追加点を加え、確実に守りきって勝利。

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
京都会	1	1	3	0	0			5
大阪会	1	1	0	0	1			3

2回戦は和歌山会。先発ピッチャーは安井会長。初回フォアボール、フォアボール、入らない……。ようやく入った甘い玉はガツン!と特大の満塁ホームラン、そして交代(-_-)会長、ご乱心ですか?の問いに「京都会主催やしサービスや!」???

初回に7点を取られその裏2点を返すものの2回は無得点。いやなムードが漂う。しかし3回打線が爆発し、追加点を得るものあと少し。この日何よりもエース南育雄先生の投球が冴えていた。そして女房役のキャッチャー木下二郎先生がボールをよく受け止めた。それに答えるかのように打線の勢いは止まらず4回にも追加点を加え、サヨナラとはならず同点。しかし得失点差により勝利。いざ決勝戦へ!

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
和歌山会	7	0	1	0				8
京都会	2	0	4	2				8



兵庫会だ。私の見る限り攻守にわたり粒ぞろいである。いかにピッチャーを崩すかである。序盤そんな思いが空回りし、打たれる、エラーが出る……。しかし、みんな諦めなかった。勝ちたい。みんなの気持ちが一つになる。疲れが見えてきたエースを打って助け、そして全員で守りきった。結果「優勝!」

京都会3度目の優勝。みなさん、☆おめでとう☆

チーム	1	2	3	4	5	6	7	合計
京都会	0	1	3	2				6
兵庫会	1	4	0	0				5

- 優勝 京都土地家屋調査士会
準優勝 兵庫県土地家屋調査士会
3位 大阪府土地家屋調査士会
4位 滋賀県土地家屋調査士会
5位 奈良県土地家屋調査士会
6位 和歌山県土地家屋調査士会



若手の皆さん、バッティングセンターに行く軽い感覚で一度参加してみてください。青空の下でひとつの白球をとおして楽しく交流してみませんか。もちろん、日頃の仕事上のストレス発散、家庭でのストレス発散?をぶつけてもらっても結構です。エエ

もんですヨ!

写真の如くソフトボール部も高齢化社会が始まっています。かつ、この少人数での今回優勝は本当にすばらしい!「感動した!」

そして、イチ・ニー・サン!シンジラレナ〜イ。

日調連親睦ゴルフ大会に参加して

池 谷 一 郎

私、ゴルフはたまにお付き合いで行く程度でしたが、昨年は厚生も担当している財務部長ということもあって、日調連及び近畿ブロックの親睦ゴルフ大会に参加してまいりました。

今回、日調連親睦ゴルフは滋賀会が幹事となり、8月27日に前夜祭、28日に大会が行われました。

前夜祭では日調連主催ということで遠方からも参加されている会員が多数おられ、あちこちで親睦の輪が広がっていました。

こういった全国各地から会員が集まる行事は、設営する方は大変ですが参加する方は大変楽しいものだし、色々な情報が聞ける場でもあるので、これからもずっと続けて頂きたいものです。

さて大会の方は、ジャパンエースゴルフ倶楽部という滋賀県ではかなりいいゴルフ場で行われました。日調連会長も参加され、私と同様すばらしいスコア？を出され、楽しんでおられました。ゴルフだけに限らずどんなことでも、努力してこつこつと練習しないと結果に出るものだと痛感した大会でした。

その悔しさをバネに次回は！と、大会後思いました。 が・・・・・・・・

日調連親睦ゴルフ大会から約1ヶ月後、近畿ブロック親睦ゴルフ大会が開催されました。

大阪会が幹事で、まず9月19日に前夜祭が有馬ロイヤルホテルで行われ、「近畿はひとつ」のスローガンのもと、盛り上がりました。その中の抽選会で我が京都会は、新会館の備品となる簡易の椅子をゲットし、もうこれで満足かなと明日に備えました。

20日は、日調連同様、兵庫県ではかなりいいゴルフ場の太平洋クラブで大会が行われました。前回の日調連親睦ゴルフの悔しさを吹き飛ばすべく、頑張りましたが結果は散々でした。足を引っ張ったのか、京都会もいい結果を出せませんでした。

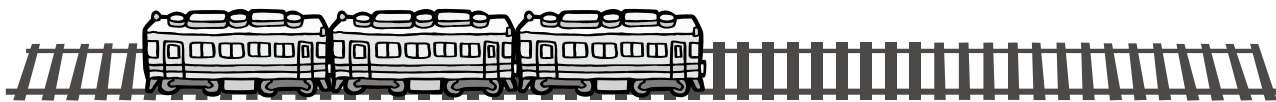
次回は必ず京都会が優勝するよう、ゴルフ好きの上手な会員の参加を希望します！

ということで、両大会に参加して、結果はどうあれそれなりに楽しい息抜きをさせて頂きました。

参加しなければ、その楽しさはわからないものです。会員の皆様、是非次回は多数のご参加をお願い致します。

東北旅行記

嵯峨支部 山本 雅史



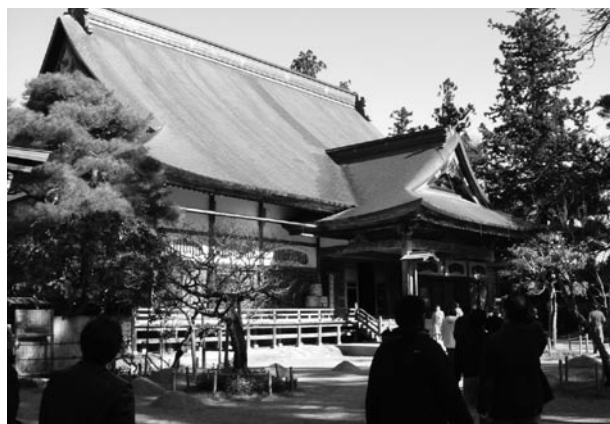
平成18年11月22日から同23日にかけて1泊2日の行程で会員・(社)京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会との合同の親睦旅行に参加させて頂きました。

伊丹空港に集合し空路仙台空港に、それからはバスにて移動。車中においては、お酒も入っていないのに一部盛り上がっているところもありました。松島の伊達政宗ゆかりの瑞巖寺を見学。右京花園にある妙心寺派の禅寺であることを知り、京都と東北の縁を感じた。

その後島めぐり遊覧観光を終え、宿泊地である秋保温泉(ホテルニュー水戸屋)へ。ここで私ごとではありますが以前から親交のある宮城会の斉藤先生と会い、宮城の登記事情や調査士の将来性など1時間程度ではあるが大変勉強になるお話が聞けた。

ホテルでの宴会は、連合会、宮城会の方々をお招きし、盛大に執り行い、締めはやはり副会長のカラオケであった。

また宮城会の並様には差入など夜おそくまでお気遣い頂き大変恐縮しています。この紙面をお借りしてお礼申し上げます。『どうもありがとうございます。』



2日目は巖美溪を見学し、おいしい団子を食べ中尊寺へ、金色寺では何度かの改修工事はあるにせよ、その保存状態の良さと迫力に圧倒された。またこちらも弁慶・義経(牛若丸)の終焉の地ということもあり、京都との深い縁を感じずにはいられなかった。

この東北旅行は、弁慶・義経、伊達政宗など歴史に名を残す兵をめぐる旅であったように思いますが、調査士会、公嘱協会の諸先輩方も不動産登記における兵集団であり、私のような新人を連れて来て頂いたことに感謝しています。

14条作業で思うこと

みやこ北支部 支部長

阪本 樹 芳

現在14地図作成作業は、1月26日から始まる縦覧（30日まで）に向けて全班必死に作業をしているところですが、正直言ってこんなに大変な作業になるとは私自身思っていませんでした。

しかし、何とか一筆丈量ができる状態になったのも、1班の若林班長を筆頭に強力なメンバーのおかげである事は間違い有りません。

前年度の基準点測量時から一筆立会、測量に入ればかなりの仕事量になる事や、問題点などは想像していたのですが、実際に着手してみるとその多さに、これは本当に完成するのだろうか？と思ったぐらいです。

同時に人（私）の記憶は曖昧なもので測量、計算と進む毎に「あれどうやった？」「どう言うてかいな？」の連続でしたが、その度に一つ々みんなの力で解決し何とかここまでたどり着きました。

この先、まずは縦覧の期間中常駐して、地権者からの質問詰に対応し答えていかなければならないでしょう。ここで

は調査士の知識、手腕、技量などが問われる時になるかも知れません。（ここに限らず何処の過程でもそうかもしれませんが）

それと筆界未定地の処理や納品に向けての成果品作成作業など、まだまだ問題は出て来ることでしょう。

人は、1人では生きて行けないものです。有形、無形何かの形で絡み合っているもので、解ってはいるものの14条作業では、今更ながらこの事を感じます。

14条作業に携わっておられる皆さん、調査士の先生方、こらからも宜しくご指導お願い致します。



本当にあった怖い話

みやこ南支部 土地家屋調査士

金 安 有 実

2005年12月15日

別段、怪談話をするつもりは有りません。調査士業務の中で経験した実話です。

平成17年12月頃に大阪の司法書士から電話があり、土地取引に絡んで調査をするに、未滅失登記の建物が有り、その滅失登記を依頼するとの件でした。

二日後大阪の買主の事務所で東京の六本木ヒルズのそばの土地約80坪を3億円弱で取引を終えました、私は勿論その場で、委任状と上申書に実印と印鑑証明書と住民票をもらいました。土地所有者と根抵権設定者の運転免許証を確認しコピーを取りました。

司法書士は添付書類の確認をし、実印と印鑑証明書との印影を何度何度も確認して間違いのない事を確認後、直ぐに東京の管轄法務局に書類を提出に行きました。

司法書士の書類の申請後数日して、私どもも東京の現場に行き確認と写真を撮り添付して滅失登記を申請して完了を郵送でお願いしておきました。

しかし後日、司法書士が完了書類を取りに行くと別室に案内され、そのまま麻布署に連れて行かれて半日間、売主の詐欺グループの地面師達の仲間だろうと言うので、事情聴取を何度も何度もされたとの事でした。

私も麻布署から呼び出しを受け、同じく詐欺グループの地面師達の仲間だろうと言われて2時間ほど押し問答をして、やっと関係ないと理解してもらいました。

私の場合、委任状の日付が取引の当日でなく安易に翌日の日付を入れた為、その後このグループと接触したと解されてしまいました、一時は仲間だ共犯だと誤解を受けました。事件のあらましから、この犯人達は司法書士や調査士よりも登記事務に法務局の業務に精通していて、又、人間の欲望、心理状態の隙間をつくもんだと感心しました。

1、誰もが欲しがるといえる土地それも地価の高い土地を探しその所有者（一見ひ弱相で頼りなく見える）に成りきる。

2、その土地に3億円の根抵当権設定の仮登記を

設定する強面の設定者を用意する。

この2人はまず8万円で、インターネットで簡単に偽造の運転免許証を、不正に入手した住民票より作成します。本人になりすまします。（この事件の後に、この免許証作成販売者は逮捕されました。）

印鑑証明書を役所で挙げるのではなく用紙自体を印刷技術を駆使して印鑑を押して実印とし印鑑証明書を作成しています。

3、次に本題に入ります、偽造の印鑑証明書と、そこに押印されている実印で根抵当権設定の仮登記を申請して印鑑証明書が通用するかどうかの確認を行う。仲間内ですので登録免許税は千円で済みます。

同時に、完了の管轄法務局の登記済みのハンコの印影と様式をまねて、今度はそれを利用して偽の権利書を作成して、新たな詐欺の相手を探すのです。

4、債権者が自分の債権を誰か肩代わりして欲しいと言って、今なら土地所有者が非常に困っているので、安くこの土地が手に入るといい、買い手を探すのです。

根抵当権の仮登記が設定してあり、原因証書、権利書が有れば信用してしまいます。

5、次に取引の条件は6ヶ月から1年の買い戻し特約を付けて所有権を移転し取引代金を受け取る。発覚するまで数ヶ月掛かるから数件の詐欺をして（他にも十数億円の詐欺をもう一件行っている）その間に逃亡する事が出来るのです。現実にこの犯人達は未だに捕まっていない。

この被害には司法書士の保険も適用されないので、司法書士に過失がないからです。現実に我々も免許証、印鑑証明書と実印が一緒なら信用し、まさか権利書と印鑑証明書が偽造と考えないし、現実に地元の管轄法務局が数度もその権利書、印鑑証明書が偽造と見破れなかったと聞いています。

特に他府県の所有者の印鑑証明書、住民票が管轄行政の発行したほんものか知るよしが無いのです。個人情報扱う職業として本当に怖い話です。

終わりに、何処でどのように利用されるか、判らない個人情報に関わる、住民票や戸籍等の部外者等への安易な提供を諫めるべきだと思います。

『小学生バレーボール指導者研修会に参加して』

嵯峨支部

山田 一博

『山田！打て！決めろ！』遠くのほうで聞こえる期待する声。アタック!!

バシッ！ズドン！相手のコートに決まった。

『ヨッシャー！』とガッツポーズ！

中学3年生・西京極体育館での試合。僕はバレーボール部のエースでキャプテンだった。

あのスパイクを打った感覚。エースとして決めたバックアタック。

あの感覚は忘れられない強烈な思い出として、今でも僕の手に残っています。

あれから27年経ちました・・・。

『ナイス！ボールの下に入って！』『うまいよ！頑張れ！取れるよ！』と現在、

毎週日曜日仕事がない限り、小学5年生の娘のいるバレーボールチームにボランティアで練習に参加しています。愛娘がバレーをやりたいと言ってくれたこと、すごく嬉しかった。

一緒にバレーボールができるなんて・・・。すごく幸せですね～僕は・・・。

現在の小学生のバレーボールは、僕たちの子供時代と違い、男子に関しては市内に10チームもありません。女子は小学校も含めてまだまだ盛んです。でもある小学校では6人が集まらずにクラブがないところもたくさんあります。スポーツ少年団はクラブと違い、地域を問わず好きな子供たちが集まってバレーボールを楽しむことができます。

うちの娘のチームは20人ぐらいで小学校2年生から6年生までいます。2年生の子でもしっかりサーブは入りますし、試合もできます。上手にできなくて悔しくて泣いてしまう子供もいますが、その純真さに心がうたれることがあります。見習わないといけませんね。

また監督とコーチは2人ともボランティアで40年ぐ

らい教えておられます。子供とバレーボールが好きなお二人ですが、バレーボールを通して子供を指導されている姿勢に、感謝と感動を目の当たりにし、こういうことが本当の社会貢献だなあ～と深く感じています。

しかしながら、最近このような小学生バレーボール指導員の中にも倫理観の無い輩が出没しており、来年度からは指導者研修会を受講した指導員がチームにいないと正式な試合には出られなくなりました。なぜか？いろいろな事情により平成18年12月9、10日の二日間和歌山での指導者研修会へ参加要請があり、一父兄の立場から小学生バレーボール指導者への道が開けてしまったのです。この指導者研修会は小学生の指導ばかりではなく、社会人としての生き方に良いヒントがたくさん含まれていました。

少し内容を紹介しますと、

子供を指導するということは、どういうことか？それは『変容』である。

『変容』とは、子供が変わるということである。子供が変わるということが、指導していることである。

例えば、子供が1ヶ月前と何も変わっていないことは、指導していないことと同じである。

子供の『変容』をきっちりとチェックすることが大切である。カルテを作ることも必要。

子供の能力を引き出すことになる。子供の一人一人のチェックが必要である。

バレーボールは、たくさんのことを考える。サーブがくる、どのようにレシーブするのか？

誰にトスをあげるのか？ストレートに打つのかクロスに打つのか？ブロックはどうか、フェイントで落とすか？いや、打ち抜いて決めてやろうかとか・・・。

自分のプレイも大切だけれども、次のプレイをよく考えることが必要！

バレーボールは、二回ボールにはさわれない。次のプレイとは自分以外のプレイヤーがどのようにボールを扱うのかを考えておかなければならない。自分以外の人に易しいプレイができるように考えることが必要となります。とても大事なことです。

子供たちには考えさせることが大切です。

また、子供たちに考える時間を与えることが大切です。時間はかかるかもしれませんが。

でも、少しだけ待ちましょう！とても素晴らしいアイデアを子供達は発見するはずです！

バレーボールの指導に必要な3要素は・・・？

- ①考えさせること。
 - ②楽しいバレーをすること。決して楽ではなく、厳しさの中にも楽しいことはある。
 - ③怒らないこと。絶対に怒らない、大人の感情をぶつけない、『叱る』ことが大切。
- 理解させてください、納得させてください。このことが最も重要なことです。

心を育てること(バレーボールの理念)。友人と仲良くすること。

技術と心を育てること。精神力・・・勝とうとする気持ちも大切である。

車の両輪のごとく、技術と精神。とても大切なことです。

協力すること。皆で力をあわせること。

努力をすることは、尊いことである。無限であり、永遠であることを教えないといけない。

忍耐を教えること。欲求が満ち溢れているから。子供にはこの3つを教えることが、育てることである。

ありがとう！という感謝の気持ちを言えるように、子供たちを育てることが大切である。

なるほど！とても大切なことを教えてもらいました。自分にとって当たり前のことであっても子供たちには、大人の都合だけにしか見えないかもしれません。

いかに自分のモノサシが自分のものだけにしか使っていないか、わかるような気がします。

納得する時間のために、楽しかったり、厳しかったり、叱ったりすることが大切な事でしょうね。少し待って、一緒に考えることも大切なことがわかりました。

今年は、バレーボールの指導者として何処まで自分がかかわっていけるのか、不安な部分もありますが、変容ということが子供たちのためになるのなら、自分も変容しながら役立っていけるのなら、きっと幸せな時間を愛娘と子供たちと共有できるでしょう。

また、私達土地家屋調査士も社会貢献に携わっていくわけですが、どんな場面でも資格者である前に一人の社会人です。様々なものを見て、感じて、自分の力にして、また次のステップに生かしていくことは、とても重要なことです。僕はこの研修会で何かを感じ取りました。業務中心の研修会ばかりでは頭でっかちになるかもしれません。いろんなものを試してみて、いろんなことを感じる事が大切だろうとおもいます。新しい分野にも一歩踏み出していきましょう！きっと今までと違う何か新しい自分を見つけることができると信じています。

*27年前と同じ、西京極体育館のバレーボールコートにて。



「たそがれ清兵衛」を観て

伏見支部 支部長

高山 智之

先日、久々にDVDを借り映画観賞した。

題名は『たそがれ清兵衛』という邦画である。

数年前の作品であるが、一度観てみようと思いがら機会がなく、すっかり忘れていたが、ふと目についたので借りて観ることにした。

原作は藤沢周平氏、監督は『男はつらいよ』『釣りバカ日誌』シリーズで有名な山田洋次監督であり公開当時はテレビ、雑誌等でよく宣伝されており、世評も良く、日本アカデミー賞を総ナメにしていた記憶があったが、私自身、どちらかという制作費がかかっている洋画を好んで観てしまうことが多く、邦画であるということもあり、あまり期待せず、軽い気持ちで観ることにした。

時代劇を観ていつも思うのだが、時代考証や演出に『??』と思うことがよくあり、途中で白けてしまうのだが、この作品は時代考証もしっかりしており、映像も美しく、二時間ほどの映画であったが一気に見入ってしまった。

時は幕末、北国（山形県）の庄内藩の平武士である、たそがれ清兵衛こと伊田清兵衛（真田広之）は妻に先だたれ、2人の幼い娘と痴呆症の母親の世話をするため、仕事が終わると同僚の誘いも断って夕方にはさっさと家に帰ることから、他の藩士から『たそがれ清兵衛』と呼ばれ笑いものにされていた。

下級武士であるため給金も少なく、家事、内職、畑仕事に精一杯であるため、髭、月代も伸び、着物も擦り切れて、薄汚い風体であったが、清兵衛自身は今の生活に不満もなく、家族と平和に暮らしている。

そんな清兵衛だが、ある事件がきっかけで果たし合いになり、真剣で立ち向かう相手を棒切れ一本で打ち負かし、実は剣の達人であることが城中に知れ

わたり、謀叛人（藩内一の剣客）を討ち取ってくる刺客に選ばれてしまう。

藩命には逆らえず自分の意志に反して人を斬りに行くというストーリーである。静かに始まり、淡々と進んでいくストーリー、映像の美しさそして深い優しさが満ち、登場人物の着物、食事シーン、風景等のディテールがリアルに描写されており、実際に空気の匂いや草木の匂いまで滲んでくるような錯覚さえ憶える。クライマックスの決闘シーンも派手さはないが、緊迫感のあるリアルな映像で迫力があつた。又、反則ではないかと思えるほど五歳と十歳になる娘が素朴でいじらしく、山形県庄内地方の方言も暖かみがあり、映像と調和がとれていた。久々にほっとする日本映画を観た思いがし、お金をかけなくても完成度の高い良い映画を作れるものなんだと妙に感心してしまった。

そういえば、時代背景も近く、同じ侍の生きざまを題材にした『ラスト・サムライ』というトム・クルーズ主演、渡辺謙、真田広之主演のハリウッド大作を思い出したが、記憶に残り、『本当に大切なものは』『本当の幸福とは』を考えさせられる現代にも通じるテーマを持った作品は『たそがれ清兵衛』の方ではないかと思った。

みなさんも機会があれば観られてはいかがでしょうか。かなり泣けるとおもいますよ。

「新年を迎えて」

西山支部 支部長
上 田 雅

新年あけましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

この度、広報部長から原稿の依頼があり、「新年を迎えて」という題材を頂きましたので、思うことを書かせて頂きます。

土地家屋調査士を取り巻く環境は変化していきませんが、私はそれに対応していかなければならないと思います。

それが、利益になるかは解らないですが、今後の為に、知識を備えて行動出来るようになりたいと考えています。

その為には、しっかりと自分自身を磨いておく必要があると感じています。

今年は調査士会館も新しくなりますので、私も心機一転して、研修に積極的に参加して知識を増やし、それを活かすことが出来るようになりたいと思いますので、本年もどうぞよろしくお願い致します。



色と健康の関係

城南支部 支部長

森 井 雅 春

秋も深まり、いよいよ寒くて辛～い冬を迎える季節となりました。

世界各国共通ではありますが、季節ごとに街角の色彩や人々のファッションが変わっていきまねえ。

実は、私たちが毎日のネクタイや洋服など身に付けたいと思う色は、その日の体調や気分が大きく影響しています。

身体は無意識にその時、心地よいと感じる色や癒しになる色を求めているように思います。

色が日頃私たちの身体、健康に大きな影響を与えていることは、以外に知られておらず無意識のまま生活を送っています。

毎日の、ネクタイ・シャツ・スーツ・靴を変えるだけで気分が変わり、身に着けるものや、身の回りにある色を上手に使い分けることで、自分の気持ちを盛り上げることが出来るのです。

ある記事によれば、「真っ青な部屋」と「真っ赤な部屋」では感じる体感温度は、3度違うといわれています。

目には赤、青、緑の3種類を感知する錐体があり、この3色を組み合わせることで様々な色を脳の中で再現して750万～1000万色を認識しているそうです。

又、人間の五感の中で「視覚」は90%を占め、その内80%が色の情報とされています。そういった色に私たちが影響を受けない筈がありません。

例えば、白は「リラクゼーション効果」青は「気持ちを落ち着かせる効果」紫は「知的活動による頭の疲れや不規則な生活による心身の疲れなどを改善する効果」赤は「血行を良くして身体を温め、活力を与える」ピンクは「イライラを鎮める効果」黄は「胃の調子をよくして消化を助ける効果」緑は「集中力を保たせる効果」などがあるそうです。

これらの覚醒感や快感をもたらす「変化」は、配色によって意識的に作り出すことが出来るのです。

男性であれば、シャツは白色と決め付けしないで、時には淡い色付きのシャツを着てみたり、少々派手かなあ～と思うくらいのネクタイを締めてみる等々工夫してみる。(但し、コーディネートには十分注意を払うこと…)

女性は時々口紅の色を変えてみたり、時には好みと反する明るい服を着ることにより「やる気と自然な心地よさ」が手に入ること間違いないでしょう。

日頃、仕事や家庭の用事で多忙な毎日を過ごされている会員の皆様におかれては、つつい服装はこれで良いと決め付けて、毎日同じ作業服の繰り返しではなく、ファッションにも少々目を向けて、楽しく健康的な毎を送るのも人生ですよ～。

新年のご挨拶

園部支部 支部長

木村 實 雄

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、お元気で新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおり、土地家屋調査士を取り巻く環境はここ数年で大きく変革されつつあり、調査士制度と業務は大きな節目を迎えています。

オンライン申請の導入、筆界特定制度の新設と代理権取得、ADRセンター建設促進とADR特別研修、不動産調査報告書の法的位置付け（規則第93条）など平成17年の新不動産登記法の施行と調査士法の改正により制度改革が進んでいます。

特に筆界特定制度における筆界調査委員として、又、申請手続きの代理人としての資格取得、更に、境界不明を原因とするADRにおいて弁護士との共同受託を条件とする代理人資格の取得が実現するなど2つの活動の場が与えられました。調査士としての専門的知見や調整能力が試されることになりました。

今回の制度改革を「与えられたビッグチャンス」として捉え、職域拡大の実践の場として最大限に努力して取組み。実績をあげることにより国民の調査士に対する信頼が相当高まるものと考えます。

その他にも隣接業種との職域の垣根論争や公益法人制度の法改正による公嘱協会の位置付け等々規制改革の大きな潮流は止まりそうにありません。

初夢的な話ですが、昭和25年（1950年）公布の土地家屋調査士法創設以来57年目を迎えましたが「土地家屋調査士」は未だに知名度が低く業務内容も一般人に殆ど認知されていないことを日常的に経験しています。土地家屋調査士は土地台帳法と家屋台帳

法の改正と同時に誕生した資格であり、税務署時代の「土地調査員」とか「異動調査員」の名称の名残りと言えものですが、10年後の昭和35年（1960年）の台帳と登記簿が一元化され両台帳法が廃止された時点で、例えば「不動産調査士」、「表示登記士」「調査士」とかに不動産登記法上、表示登記制度が独立して創設されたことを理由に改称を申し入れる機会であったと考えます。

弁護士、弁理士、税理士、司法書士、行政書士等々の名称に比べて、字数が多く発音しにくいこと、又「家屋」の文字が古文的で死語化しており読めない人が多いことなど先輩達のPR活動する上での障害となっていたのではないかと推測致します。まもなく調査士制度60周年を迎えるにあたり、調査士の近未来を展望し、特に「隣接法律専門職種（能）」として、専門性を活用する見地から登場が期待されていることを自覚し、国民から信頼され且つ記憶され易い資格名称への変更に向けて早急に検討し、全国的に取組む必要性を感じるものであります。諸兄のご意見を期待しております。

閑話休題

新春を迎え規制改革という激流に飲み込まれずに、上手に流れを乗り切る為には、調査士は一丸となって取組んでいかねばならないと痛感している処です。

本年もどうぞよろしくご指導下さるようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員各位とご家族のご健康とご多幸を祈念申し上げます。

中丹支部紹介（特に登記相談について）

中丹支部 支部長

横山英世

園部支部の北部に位置するのに、なぜか支部順では最後の中丹支部です。

真相はいまだにわかりませんが（昭和35年に中丹支部と舞鶴支部が分割したためでしょうか。）とりあえず支部紹介します。

京都府の北西部、福知山市と綾部市の会員で構成されているのが中丹支部です。

丹波山地の三国岳に源を発した由良川が両市を貫いています。

この川は日本海の若狭湾に注いでおり、過去度重なる水害を起こしています。

平成16年10月の23号台風の時にはかなりの水量で、テレビ放映された観光バスの屋根まで浸かった情景は記憶に新しいものです。

その場所は下流の舞鶴市ではありますが、上流の福知山市、綾部市も由良川沿いはかなりの被害を受けました。

とはいっても普段はほんとに穏やかな川で、私など小中学校の頃は5月から6月にかけては、しらはえ「はや」釣りや鮎釣り、7月から8月は手長エビ釣りやウナギ取り（もんどりという竹で編んだ長さ1m、太さ10cm位の筒にミミズを入れて川底に沈めておいて一晩置き、明朝揚げにいくとウナギが入っている。一度入れれば逃げられなくなる仕掛けがされていて、多いときには数匹入っていることもあった。）9月は落ち鮎釣りなど遊ばせてもらいました。

冬はさすがに川で遊ぶことはなかったけれど、小学校のころまでは由良川支流の川に天然の鮭が遡上していて、朝登校前に橋の上から産卵した跡（直径1m位で川底の石をかき回しているためすぐわかる）を見ることができました。

話がかなり逸れていますので、元に戻します。

中丹支部会員は昨年唯一の一桁会員番号の町井貞一先生がお亡くなりになりました現在23名です。

年間事業としては司法書士会中丹支部との合同で、親睦旅行、忘年会、新年会、登記相談などを行っています。

登記相談は二種類ありまして、福知山市市民相談室での土地家屋調査士単独の定例相談（4月～12月までの偶数月の第4火曜日、12月は第3火曜日 午後1時から4時まで）と、2月のみ行う司法書士会中丹支部合同のものがあります。

定例相談は平成9年から始まり、弁護士の法律相談、司法書士会の登記相談などと一緒に福知山市の年間事業のなかに組み入れられ、市の広報紙に載ります。

もうひとつの2月に行う方は歴史が古く、歴代の支部長からの預かりものの風呂敷包みを開けてみるところ、なんと私が入会するずっと以前、昭和53年の登記相談の資料がありました。

私も昭和57年に入会してすぐ登記相談に行かされた記憶があります。

当時は広報事業としての性格が強く、土地家屋調査士をよりよく理解してもらうべく先輩方が知恵を絞られて、法務局が行う人権相談に相乗りして同じ場所をお借りし、同じ日に行っていました。

今は園部支部管内になった和知町（行政管轄は船井郡なのに登記は綾部出張所扱いであった。）へも行きました。

2市4町（福知山市、綾部市、合併前の和知町、三和町、夜久野町、大江町）へ午前10時から午後4時まで詰めるわけですが、なにせ2月ですので、大雪の日も結構あったり、

そんなときにはお客さんも少なく一日中世間話です。

4町は昼食も出していただいてまして、三和町なんか季節はずれにもかかわらずマツタケをいただいたのは鮮明に覚えています。

平成9年の2月からは午前をなくし午後1時から4時までになって今日に至っています。

なぜ雪の多い2月なのでしょう。
はっきりしたことはわかりませんが、農閑期である、所得税の申告に間に合う、司法書士会の相続登記はお済み月間とのからみ、などあるのかもしれませんが、中丹支部会員としては年間通じて一度はどちらかの相談員になってもらうよう配置しています。

かつて午前午後と行っていたときには、3月に登記相談反省会というものがあつた、関係自治体の関係

者、両会の会長なども出席して食事をしながら反省会(?)をしていました。

いまはあつさりしたもので、さりげなく淡々と年中行事をしている感覚です。

合併前の3町(三和町、夜久野町、大江町)へは回覧用にチラシを印刷して配布しています。

下記の様なものです。

以上簡単ですが、中丹支部紹介(特に登記相談について)を終わります。

司法書士・土地家屋調査士による

法律・登記無料相談会の実施について

— 相続登記はお済みですか月間 —

例年のとおり、法律・登記無料相談会が次のとおり実施されます。

これらの相談は、すべて無料で秘密は厳守されますので遠慮なくお越し下さい。

1. 実施の日時と場所

平成19年2月6日(火)	午後1時~4時	三和会場	三和会館
〃 2月7日(水)	〃	福知山会場	市民会館
〃 2月8日(木)	〃	夜久野会場	きらめき館
〃 2月9日(金)	〃	大江会場	総合会館
〃 2月14日(水)	〃	綾部会場	市民ホール

2. 相談内容

土地や建物の売買、贈与、相続、担保等の登記

訴訟、多重債務問題、家事調停手続きほか

土地の合筆、分筆、地目変更、地積の更正等の登記、土地の境界に関すること

建物の新築、保存、増築、取壊し等の登記

3. 主催団体

京都司法書士会 (担当 中丹支部)

京都土地家屋調査士会 (担当 中丹支部)

4. 後 援

福知山市、綾部市

『第1回土地家屋調査士特別研修考査結果と認定者』

昨年3月より開始した標記研修会は45時間の研修と5月13日の考査をもってカリキュラム全てを終了。8月、受講者30名のうち20名が認定された。これにより土地家屋調査士法第3条第2項第2号に規定する民間紛争解決手続関係業務を行うことができることとなる。

認定者の氏名は下記のとおり。

みやこ北支部	宮原まり子	飛永秀幸	若林 智		
みやこ南支部	新 邦夫	粟井紀光			
嵯峨支部	西田盛之				
伏見支部	亀井伸郎	中邨明生			
西山支部	松原政春				
城南支部	藤井孝三	山口眞平	池谷一郎	藤村 勉	平井泰善
園部支部	西尾光人				
丹後支部	吉岡宗典				
舞鶴支部	池田雄治				
中丹支部	木下二郎	山口雅之	吉見 博		

以上20名

京都会では、本年4月2日「京都境界問題解決支援センター」を開設する。境界が明らかでないことを原因とした紛争の相談・和解の仲介を目的とし、当事者の自主的な解決ができるよう支援する。認定された土地家屋調査士はこれら当事者の代理人となりその手続きを行う。しかし、今日までの公平な立場での境界確認作業とは異なり一方当事者の代理人となることから今回の研修では、依頼人の利益を考えての相談や解決手続きに必要な最低限の法律知識の習得と、専門家としての倫理を研修した。実施例は今のところないが、我々のいままで行ってきた業務の形態とは異なるため戸惑う箇所も多々ある。代理人となれば自身の正義を信じ責務を全うしてほしい。第1号の認定者たちの活躍が今後私たちの業務を大きく変えることになることだろう。

隣人との関係修復のお手伝い

京都境界問題解決 支援センター

2007年
4月2日
OPEN

お隣さんとは
仲良くしたいね



境界問題の専門家である土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士が協働して、土地境界のトラブル解決のお手伝いをいたします。いちど相談してみませんか。

京都境界問題解決支援センター

京都土地家屋調査士会 京都弁護士会

TEL.075(221)5258 要予約

FAX.075(221)5259

京都市中京区竹屋町通り雷小路東入る魚屋町439

<http://www.chosashi-kyoto.or.jp/>



(ポスター作成案につき、日付・電話番号等は変更されます。)

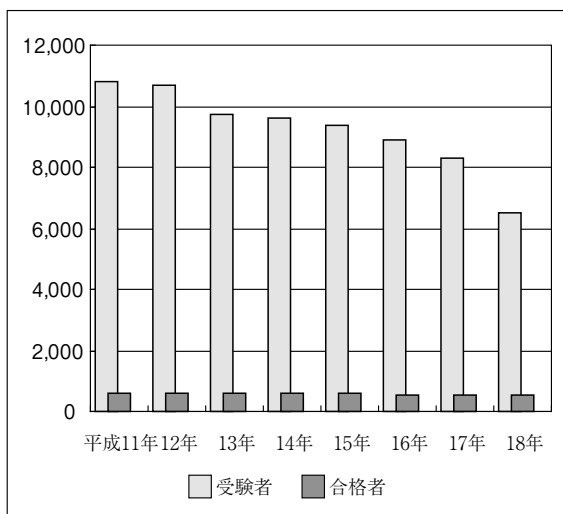
土地家屋調査士試験

京都会場は18名が合格

平成18年11月28日、土地家屋調査士試験の最終合格者の発表があった。

下記は法務省ホームページからの資料である

- 出願者数 7, 932名
- 受験者数 6, 523名（午後の部の試験を免除された者であって午前の部を受験した者又は午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。）
- 合格者数 520名
(男490名・94.2% 女30名・5.8%)
- 筆記試験合格点 午前の部の試験 満点100点中
67.0点以上



	受験者数	合格者数	合格率 %
平成11年	10,804	611	5.7
12年	10,665	604	5.7
13年	9,719	618	6.4
14年	9,641	610	6.3
15年	9,354	591	6.3
16年	8,875	566	6.4
17年	8,307	527	6.3
18年	6,523	520	8.0

平成18年12月13日京都地方法務局において、本年度合格者に合格証書伝達式が行われた。

合格された方は

- 吉岡 正登 里島 吉昭 中出 博之
- 今井 貴之 三方 学 山崎 春樹
- 藤井 泰人 宮本 良 上茶谷拓平
- 真野 恵介 奥谷 雅彦 前川慎一郎
- 大森 康弘 滝野 潔 小森 彰
- 竹村 健助 築山 正人 内田 統

(敬称略)

の以上18名の方です。おめでとうございます。

筆界特定申請代理、紛争解決代理業務と業務の拡大と、電子申請、調査報告書などの業務態様に変化してきている。合格してしまえば仕事ができる。勉強は業務の必要範囲で・・・とはいかない時代だ。ADR代理人認定考査、隣接法律専門職としての法律知識、測量技術の習得等々。土地家屋調査士試験合格に一生懸命だったことを思いだし、堅くなった頭に新しい知識をいれよう。



「土地家屋調査士を ラジオで広報」

11月2日(木) 京都三条ラジオカフェにて広報活動の一環としてラジオ番組を収録してきました。正式名称は『NPO京都コミュニティ放送』と言うのですが、スタジオは中京区三条御幸町にあります。放送エリアは京都市の一部地域とその周辺となっており、放送エリアには44万世帯があるとの事。その皆さんが聞いてくれたならかなりの反響があるのでと期待しつつ。さて番組ですが、脚本・演出・出演全て広報部オールキャストで望みました。当初は電波に乗せる広報活動に責任?緊張?を感じ、なかなか収録へと至らなかったのですが、何とか台本を用意、配役も決まり、いざ本番。生放送もできるのですが、それはさすがに場数を踏んでからと、今回は収録の上の放送となりました。収録はもちろんスタジオの中で行ったのですが、いかにも業界風なマイクの前に座ると、声を出していいやら悪いやらと変な緊張感も感じながら、いざ。15分の番組ですので、話を収録するのは12、3分くらいでしょう

か、ちょうど中程に音楽を一曲挟みながら、収録は無事終了。終わってみればあっという間で、出演の感想は「もっと、しゃべってみたい」とか「もう少しうまくできたはず」など、前向きなものが多かったですね。何はともあれ手作りの番組を楽しんで収録してきました。『11月8日(水)午後1時03分からと再放送は同日午後7時から放送されました。今後機会があれば第2回も放送予定。キャストも募集。FM79.7MHz』

(広報部/末永 貴裕)



会 員 異 動

H18.12.11訂正

登録番号726

山 本 剛 彦 嵯峨支部
H18.7.7変更 H18.8.3届出
〒610-1113 京都市西京区大枝南
福西町三丁目18番地の1
TEL 075-331-4666
FAX 075-331-4696

登録番号685

山 内 健 治 嵯峨支部
H18.8.7変更
〒616-8134 京都市右京区太秦唐
渡町22番地11
H18.8.17届出
TEL 075-881-0390
FAX 075-881-0380

登録番号425

辻 井 健 城南支部
H18.7.24変更
Eメール tt.tsujii@ne-21.com

登録番号617

室 井 雷 三 みやこ南支部
H18.8.18変更
Eメール raizo@dune.ocn.ne.jp

登録番号625

中 村 淳 伏見支部
H18.8.7変更
Eメール nakamura@chuo-toshi.
com

登録番号552

大 西 淳 みやこ北支部
H18.8.21変更 H18.8.24届出
〒606-0022 京都市左京区岩倉三
宅町303番地
TEL 075-721-4277
FAX 075-721-4269
Eメール jun0024@leto.eonet.
ne.jp

登録番号652

長 岡 賢 造 みやこ北支部
H18.8.3変更 H18.8.17届出
〒602-8366 京都市上京区天神道
下立売上る行衛町472番地3
TEL 075-464-9388
FAX 075-464-1402

登録番号770

川 端 清 志 伏見支部
H18.8.21入会
〒612-8154 京都市伏見区向島津
田町138番地の12
TEL 075-605-4525
FAX 075-605-4526

登録番号13-0001

ナック土地家屋調査士法人 嵯峨支部
H18.8.17法人登録
〒610-1113 京都市西京区大枝南
福西町三丁目18番地の1
TEL 075-331-4666
FAX 075-331-4696

登録番号627

野田 憲 雄 園部支部
H18.8.31退会

登録番号751

片山 祥 司 中丹支部
H18.9.25変更届
FAX 0773-43-1776

登録番号237

川勝 脩 三 園部支部
H18.8.31廃業

登録番号738

岩間 幸 彦 丹後支部
H18.9.25変更届
〒629-2302 京都府与謝郡与謝野
町字下山田741番地1

登録番号670

金沢 権 珠 伏見支部
H18.9.11退会

登録番号721

森戸 敏 恵 城南支部
H18.10.3変更届
〒619-0224 京都府相楽郡木津町
兜台6丁目8番地3

登録番号716

田中 淳 子 みやこ北支部
H18.9.11変更
Eメール tanajun@ivory.plala.
or.jp

登録番号685

山内 健 治 嵯峨支部
H18.10.3変更届
Eメール lands@nifty.com

登録番号727

上田 厚 史 みやこ南支部
H18.9.13届出
〒604-8172 京都市中京区烏丸通
三条上る場之町592番地

登録番号12-0008-13-0001

JFD土地家屋調査士法人 みやこ南支部
H18.10.3法人登録
〒604-8172 京都市中京区烏丸三
条上る場之町592番地
TEL 075-257-6580
FAX 075-257-6581

登録番号761

山本 雅 史 嵯峨支部
H18.9.19届出
FAX 075-334-5130
Eメール touki-168@wing.ocn.
ne.jp

登録番号687

井阪 充 大 みやこ南支部
変更
Eメール officemi@festa.ocn.
ne.jp

登録番号750

中邨 明 生 伏見支部
(旧・昭生) 名の変更 H18.9.20届出

登録番号443

木村 實 雄 園部支部
H18.10.20変更
Eメール jituo.k@nifty.com

登録番号736

田中 隆 西山支部
H18.10.27届出
FAX 075-955-8846

登録番号731

森本 隆 みやこ北支部
H18.10.14変更 H18.11.1届出
〒602-8392 京都市上京区御前通
今出川上る二丁目北町626番地1

登録番号756

佐々木 敦 巳 みやこ北支部
H18.11.1退会
滋賀会へ変更登録

登録番号769

渡辺 昌 芳 みやこ北支部
H18.11.1退会
滋賀会へ変更登録

登録番号771

岸本 幸 男 伏見支部
H18.11.1入会 大阪会より変更登録
〒612-8213 京都市伏見区東浜南
町659番地
TEL 075-611-0604
FAX 075-621-2510
Eメール office_kishimoto@mail.
goo.ne.jp

登録番号759

坂本 浩 一 伏見支部
H18.11.14廃業

登録番号748

茨木 義 久 城南支部
H18.11.17変更
〒611-0002 宇治市木幡東中34番
地50
H18.11.29届出
TEL 0774-33-7070
FAX 0774-33-7171

新入会員紹介



H18.8.21 入会
伏見支部
川端 清 志
登録番号 770号



H18.11.1 入会
伏見支部
岸本 幸 男
登録番号 771号

訃 報

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

- 吉澤欣二（城南）
会員が12月22日逝去されました。

会 議 報 告

第4回地域慣習調査委員会

日時 平成18年7月19日（水）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 若林副委員長と平塚委員長で京都府用地課、農村振興課、林務課の対応報告
 3. 梶谷委員から25-2の未だ報告書の提出のない大山崎、向日市の件
 4. その他

第4回研究部会

日時 平成18年7月19日（水）

場所 調査士会館

- 議題
1. 報告事項
 2. 国際地籍シンポジウムの方向決定による対応再検討
 3. 今年度在宅研究の応募者の確保について
 4. 研究部の年間スケジュールについて

会館建設打合せ

日時 平成18年7月26日（水）

場所 A-studio谷口一級建築士事務所

- 議題
1. 入札（見積もり合わせ）開封
 2. 近隣入居者に対する挨拶廻りについて
 3. 工事施工請負契約について
 4. 今後の動向について

第5回地域慣習調査委員会

日時 平成18年8月22日（火）

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 富田委員の担当（北部）の本調査日程決定
 3. 若林副委員長と平塚委員長で京都府用地課、林務課、農村振興課の対応報告

及び近畿農政局、京都市森林組合、京都府立総合資料館との折衝結果報告。

4. 地籍シンポの京都会の担当テーマとして25-2要請について

財務部会

日時 平成18年8月23日（水）

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 親睦旅行について
 2. 近プロソフトボール大会について

総務部会

日時 平成18年8月30日（水）

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 確認事項
 3. 自由業団体ソフトボール大会運営について
 4. 倫理規定
 5. 戸籍等請求用紙の使用について
 6. 法人会員への対応について
 7. その他

研修部会

日時 平成18年9月2日（土）

場所 京都社会福祉会館

- 議題
1. 業務研修会について

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

日時 平成18年9月7日（木）

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 合意書案の検討
 3. 運営委員の選出について
 4. 運営の方法について
 5. 「京都境界問題解決支援センター」予

算案についての検討

6. 規則（仮モデル案）について

第5回常任理事会

日時 平成18年9月12日（火）

場所 調査士会館3階会議室

- 議題
1. 会館建設における経過報告承認の件
 2. 「国際地籍シンポジウム」実行委員会設置承認及び委員選任の件
 3. 理事会開催日と上程議案について
 4. 近プロソフトボール京都大会の設営運営について
 5. 支部長会議への協力事項及び報告事項について
 6. 法務局からの依頼について
 7. 業務研修会開催日程について
 8. 会館建設管理規程案の素案作成について
 9. 会館建設借入金返済計画案作成について
 10. 法人会員の取扱について
 11. 会発信文書について
 12. 国際地籍シンポジウムでのテーマ採択について
 13. ADR規則の取扱について

研究部会

日時 平成18年9月13日（水）

場所 ケイアイ興産京都ビル会議室

- 議題
1. 報告事項
 2. 在宅研究の再依頼書配布の件及び説明会の件について
 3. 国際地籍シンポジウムのテーマの再検討

支部長会議

日時 平成18年9月15日（金）

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 国際地籍シンポジウムの開催協力について
 3. 93条調査報告書について

表紙制度実行委員会

日時 平成18年9月15日（金）

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 平成19年度表紙について
 2. その他

会館建設打合せ

日時 平成18年9月19日（火）

場所 Aスタジオ一級建築士事務所

- 議題
1. 電波障害の件
 2. その他

会館建設実行委員会

日時 平成18年9月25日（月）

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. セキュリティシステムの協議と契約について
 2. 建築工事における「電波障害」の対応について
 3. 地鎮祭実施の日程について
 4. 什器・設備費の競争入札について
 5. 会館建設における支出について
 6. 定例打合会の日程について
 7. その他

総務部会

日時 平成18年9月27日（水）

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 確認事項
 3. 倫理規定について
 4. 総会議事運営規程について
 5. 会館管理規程について
 6. その他

財務部会

日時 平成18年9月27日（水）

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 近プロソフトボール大会について
 3. 親睦旅行について

4. その他

業務部会

日時 平成18年9月28日(木)

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 都市再生街区基準点について
 3. 事務取扱基準について
 4. 地図混乱地域報告について
 5. ADR準備委員会について
 6. 筆界特定制度について
 7. 規則93条業務研修について
 8. その他

会館建設打合せ

日時 平成18年10月4日(水)

場所 (株)田中太工務店現場事務所

- 議題
1. 現況報告
 2. 今後の予定
 3. 解体工事遅延の理由
 4. 近隣家屋の補修及び修繕について
 5. 地鎮祭の予定

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

日時 平成18年10月4日(水)

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 合意書案の検討
 3. 弁護士会運営委員依頼について
 4. 運営委員の選出について
 5. 規則(仮モデル案)について
 6. シミュレーションについて

注意勧告理事会

日時 平成18年10月4日(水)

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

第6回常任理事会

日時 平成18年10月11日(水)

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 平成18年度上半期事業報告の件

3. 平成18年度下半期事業執行の件

4. 国際地籍シンポジウムの件

5. 弁護士会との合意書締結について

6. 京都境界問題解決支援センターオープン時期について

7. 京都土地家屋調査士会倫理規定(案)について

8. その他

研究部会

日時 平成18年10月12日(木)

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 在宅研究の進捗状況及び説明会の件について
 2. 国際地籍シンポジウムのデモ及び京都検定の打ち合わせ

業務部会

日時 平成18年10月13日(金)

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題
1. 報告事項
 2. 国際地籍シンポ出席確認の件
 3. 業務研修会について

会館建設打合せ

日時 平成18年10月14日(土)

場所 隣家 乾邸

議題 解体工事による話し合い

第3回理事会

日時 平成18年10月18日(水)

場所 葆光ビル

- 議題
1. 報告事項
 2. 平成18年度上半期事業報告の件
 3. 平成18年度下半期事業執行の件
 4. 会館建設の経過報告と承認の件
 5. 国際地籍シンポジウムの件
 6. その他

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

日時 平成18年10月23日(月)

場所 ケイアイ興産京都ビル7階

- 議題 1. 報告事項
2. 財源について
3. 会則変更について
4. 規則について
5. 様式について
6. 予算案について
7. 調停委員と相談委員について
8. 運営についての検討

研修部会

- 日時 平成18年10月24日 (火)
場所 ケイアイ興産京都ビル7階
議題 1. 測量研修会について
2. 国際地籍シンポジウムの協力員について

財務部会

- 日時 平成18年10月25日 (水)
場所 ケイアイ興産京都ビル7階
議題 1. 11月7日 (火) 無料相談会について
2. 国際地籍シンポジウムの役割分担について
3. 会員親睦旅行について

総務部会

- 日時 平成18年10月25日 (水)
場所 ケイアイ興産京都ビル7階
議題 1. 報告事項
2. 確認事項
3. 下半期事業執行運営について
4. 倫理規定について
5. 総会議事運営規則について
6. 会則変更について
7. 会館管理規程について
8. 理事会会場について
9. その他

研究部会

- 日時 平成18年10月26日 (木)
場所 ケイアイ興産京都ビル7階
議題 1. 国際地籍シンポジウムのデモ及び京都検定の打ち合わせ

会館建設打合せ

- 日時 平成18年10月30日 (月)
場所 ケイアイ興産京都ビル7階
議題 1. 新会館警備システムについて
2. 什器・設備器具の見積もりについて
3. 新会館における配線・コンセントの位置決定について

会館建設打合せ

- 日時 平成18年11月1日 (水)
場所 (株)田中太工務店 現場事務所
議題 1. 工事現況報告
2. 設備関係の打ち合わせ
3. エレベーター内の事故対策について

研究部会

- 日時 平成18年11月8日 (水)
場所 ケイアイ興産京都ビル7階
議題 1. 国際地籍シンポジウムの準備

会館建設実行委員会

- 日時 平成18年11月9日 (木)
場所 ケイアイ興産京都ビル7階
議題 1. 什器・備品購入の件
2. 固定プロジェクターについて
3. 警備・保障について
4. その他

第7回常任理事会

- 日時 平成18年11月9日 (木)
場所 ケイアイ興産京都ビル7階
議題 1. 報告事項
2. 京都土地家屋調査士会会則変更 (案) について
3. 再 改正規則93条不動産調査報告書会員伝達方式について
4. 改正事務取扱基準会員周知方法について
5. 京都境界問題解決支援センター (仮) 運営委員選出の件
6. 京都境界問題解決支援センター調停員・相談員選出の件

7. その他

会館建設打合せ

日時 平成18年11月15日（水）
場所 (株)田中太工務店 現場事務所
議題 1. 工事現況報告
2. 設備関係の打合せ
3. 会館仕上げ材料の打合

京都境界問題解決支援センター設立準備委員会

日時 平成18年11月27日（月）
場所 ケイアイ興産京都ビル7階
議題 1. 報告事項
2. センター紛争解決までの流れについて

3. 規則・規程の検討
4. 予算案の検討
5. 相談員・調停員の仮選考
6. センターの広報用ポスター・リーフレット作成について

会館建設打合せ

日時 平成18年11月30日（木）
場所 (株)田中太工務店 現場事務所
議題 1. 工事現況報告
2. 近隣関係
3. 電気設備関係

編集後記

あけましておめでとうございます。不動産登記法改正に始まり筆界特定制度、地図整備、国際シンポジウム等々色々なことがありました。ここ数年振り返ってみるとこの色々なことに対応していけるかどうか不安に思うこともありました。なんとかやってこれたような気がします。今年4月には新しい会館が完成し、京都境界問題解決支援センターがオープンします。いよいよ新しい時代の幕開けです。以前会報誌の会長の一文ですが、「急速な流れに流されるのではなく、流れに乗っていかねばならない」本当にそう思うこのごろです。今年も流れに乗るべく日々精進して参りたいと思います。今年も宜しくお願いします。

(栗井 紀光)

京都土地家屋調査士 第140号

発行所 京都土地家屋調査士会©
〒604-0984
京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439
TEL (075) 221-5520
FAX (075) 251-0520
<http://www.chosashi-kyoto.or.jp>
e-mail mail@chosashi-kyoto.or.jp

自動視準 プラスノンプリズム測距

トータルステーション TPS700 パフォーマンスシリーズ

ノンプリズム測距500mのTCRA700ultra **新登場**

スゴワザ

5つの「凄技」で、次世代を超えて、さらなる次元へ



凄技1 自動視準

視準の自動化が測量現場を変える!

凄技2 モーター駆動で自動旋回

自動旋回で生産性をアップ

凄技3 ノンプリズム測距500m NEW

見える光を、目的の位置にピンポイントで

凄技4 オールインワン

データコレクタ機能と応用測量プログラムを標準搭載

凄技5 拡張性

用途に応じた応用測量プログラムとアクセサリ

※レーザー光はイメージを描写したもので、実際に空中を飛んでいるレーザー光は見えません。

富田測量器株式会社

〒606-8351 京都市左京区二条通東山西入北側 TEL. 075-761-4105 FAX. 075-761-1681

ライカ ジオシステムズ株式会社

大阪支店 〒540-6131 大阪府中央区城見2-1-61 Twin21 MIDタワー31F Tel. 06-6910-3871
<http://www.leica-geosystems.co.jp>

- when it has to be right

Leica
Geosystems

「オンライン申請」対応製品 続々登場!!



不動産登記オンライン申請支援システム



TREND
C&Y

【トレンド キャンディ】

7月
 リリース

『誰でも簡単に!』をコンセプトにおいた馴染みやすいユーザーインターフェースが特徴のオンライン申請システム。事件管理、各種申請書管理、申請人及び代理人の電子署名、申請データチェック機能など、オンライン申請に必要な機能を搭載しています。

※画面は開発中のものであり、製品版とは多少異なる場合がございます。

BLUETRENDシリーズもオンライン申請に向けた万全の対応を図ります。

— より使いやすく、より便利に!! —



地積測量情報XML対応

2006年9月発売予定の「BLUETREND V Ver.4」において、地積測量情報（XMLデータ）に対応予定です。

地積測量図作成



※各階平面図、区分建物についても、XML仕様が公開され次第対応を図ります。

世界測地系座標取得

オンライン申請における測量図は、世界測地系での座標による作成が必要です。ネットワーク型RTK-GPS (FKP方式) を使って、世界測地系での座標値を簡単取得。



全国各地で体験会を実施中!

最新の情報、カタログ請求はホームページで



www.fukuicompu.co.jp

福井コンピュータ株式会社 京都営業所

京都市下京区烏丸通り五条下ル大坂町396第3キョートビル2F
 Tel.075-351-8320 Fax.075-351-8120



AOKURA PRINTING INC.

青倉印刷
 有限会社

青倉印刷

〒616-8045

京都市右京区花園内畑町8-8

TEL 075-801-2339

FAX 075-801-5877

E-mail : aokura@mbox.kyoto-inet.or.jp



皆様に読みやすい
 印刷物を考えます。

日本土地家屋調査士会連合会
共済会各種保険取扱

○職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償背金を負い、損害賠償金を支払わなければならないときに役立ちます。

○測量機器総合保険

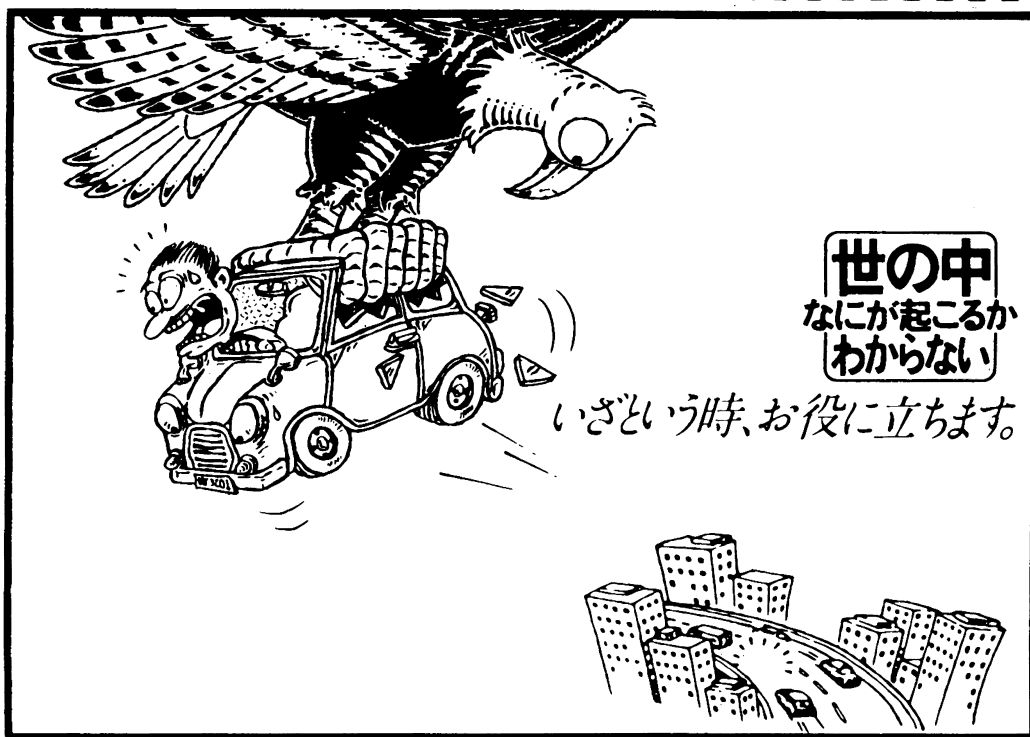
会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶然の事故を補償します。

○団体扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店
有限会社桐栄サービス

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階
TEL 03-5977-0070 FAX 03-5977-0070



**あなたはもうご加入されましたか？
日本土地家屋調査士会連合会共済会
土地家屋調査士賠償責任保険**

この保険は、会員の皆様方が、安心して
業務を遂行できるよう、京都土地家屋調査士会
として採用されている新しい保険です。

※詳しくは本会備え付けの賠償責任保険普通保険約款
及び調査士賠償責任保険特別約款をご覧ください。

その他取扱保険

貯蓄の楽しみを補償にプラス；積立傷害保険
その他 火災保険・自動車保険等各種損害保険

ご用命は

〈取扱代理店〉 **株式会社 サンビンス**

〒605-0995
京都市東山区一橋野本町21番地1
TEL 075-525-1982(代)

〈引受保険会社〉



三井住友海上

〒600-8090
京都市下京区綾小路通烏丸東入ル竹屋之町266
三井住友海上京都ビル3F
京都法人部営業2課：TEL 075-343-6142

Network Land Surveyors' System

WingNeo4

さらに高性能を

セキュリティ強化

CAD操作性向上

帳票のEXCEL出力

3次元強化

地積測量図専用機能搭載

DWGレイアウト空間対応

その他各種機能強化

ラインナップの拡充 (オプション)

地積測量情報XML出力

オンライン不動産登記支援

カラーラスタ編集

PATCH-JGD座標変換

都市再生街区基準点

14条地図作成事務支援

2006年 法務局 筆界特定業務に導入!

最新技術はいつもアイサンから

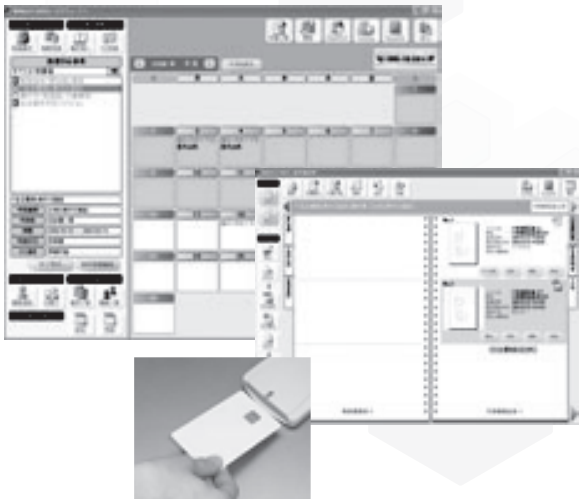
業界初

オンライン不動産登記申請支援ソフト遂に登場!

ウィング オルディア

WING OLDIAR

アイサンテクノロジーでは、オンライン化される業務全般のセキュリティ強化も同時に行い、オンライン登記申請の支援ソフトとして「WING OLDIAR」を新発売しました。皆様には、最先端セキュリティ技術を駆使した充実の「オンライン申請」機能をお届けします。



オンライン登記申請支援機能

充実した便利な機能が満載

個人情報保護対策

アイサンテクノロジー株式会社 大阪営業所

〒540-0026 大阪府大阪市中央区内本町1丁目3番5号 内本町山森・住友生命ビル 3F
TEL: 06-6943-6191 FAX: 06-6943-6380

<http://www.aisantec.com/>

通信モジュール内蔵一体型受信機

- 固定局・移動局完全スッキリ装備
- ケーブルレス・オールインワン受信機
- PacketRTKネットワーク対応



スッキリ
装備

GNSS(GPS/GLONASS)受信機

GR-2100N シリーズ



ロングレンジ HiPerシリーズ

- 測距最長1,200mのロングレンジモード搭載
- 誤測距のない小口径ピンポイントパルス採用
- データコレクタ内蔵で、多彩なアプリケーションを標準装備 (GPT-7000HiPer)



HiPer パルストータルステーション

GPT-7000HiPer シリーズ

HiPer パルストータルステーション

GPT-3000HiPer シリーズ